
令和2年 第2回(定例)南部町議会会議録(第5日)

令和2年3月25日(水曜日)

議事日程(第5号)

令和2年3月25日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第2号 令和元年度南部町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第4 議案第3号 令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第5 議案第4号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第6 議案第5号 令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第7 議案第6号 令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第7号 令和元年度南部町病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第9 議案第8号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の廃止について
- 日程第13 議案第12号 南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 南部町営西伯墓苑条例及び南部町営円山墓地条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 南部町印鑑条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 南部町営住宅条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 南部町上水道給水条例の一部改正について

- 日程第20 議案第19号 令和2年度南部町一般会計予算
- 日程第21 議案第20号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和2年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和2年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 令和2年度南部町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第29号 令和2年度南部町病院事業会計予算
- 日程第31 議案第30号 令和2年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第32 議案第31号 南部町まちづくり計画の変更について
- 日程第33 議案第32号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第34 陳情第1号 令和2年5月からの水道料金値上げの中止を求める陳情書
- 日程第35 請願第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を
求める請願書
- 日程第36 請願第3号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める請願書
- 日程第37 請願第4号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を
求める請願書

(追加議案)

- 日程第38 議案第33号 南部町監査委員の選任について
- 日程第39 議案第34号 南部町副町長の選任について
- 日程第40 発議案第1号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について
- 日程第41 発議案第2号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書
- 日程第42 発議案第3号 公定価格の改善、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見
書
- 日程第43 発議案第4号 消費税5%への緊急減税を求める意見書
- 日程第44 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第2号 令和元年度南部町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第4 議案第3号 令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第5 議案第4号 令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第5号 令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第6号 令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第7号 令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第8号 地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第10 議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の廃止について
- 日程第13 議案第12号 南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 南部町営西伯墓苑条例及び南部町営円山墓地条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 南部町印鑑条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 南部町営住宅条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 南部町上水道給水条例の一部改正について
- 日程第20 議案第19号 令和2年度南部町一般会計予算
- 日程第21 議案第20号 令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和2年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和2年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算

- 日程第25 議案第24号 令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和2年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 令和2年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 令和2年度南部町水道事業会計予算
- 日程第30 議案第29号 令和2年度南部町病院事業会計予算
- 日程第31 議案第30号 令和2年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第32 議案第31号 南部町まちづくり計画の変更について
- 日程第33 議案第32号 南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第34 陳情第1号 令和2年5月からの水道料金値上げの中止を求める陳情書
- 日程第35 請願第2号 選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を
求める請願書
- 日程第36 請願第3号 日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める請願書
- 日程第37 請願第4号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を
求める請願書

(追加議案)

- 日程第38 議案第33号 南部町監査委員の選任について
- 日程第39 議案第34号 南部町副町長の選任について
- 日程第40 発議案第1号 南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について
- 日程第41 発議案第2号 女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書
- 日程第42 発議案第3号 公定価格の改善、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見
書
- 日程第43 発議案第4号 消費税5%への緊急減税を求める意見書
- 日程第44 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

出席議員（14名）

1 番 加 藤 学君	2 番 荊 尾 芳 之君
3 番 滝 山 克 己君	4 番 長 束 博 信君
5 番 白 川 立 真君	6 番 三 鴨 義 文君

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

3番、滝山克己君、4番、長束博信君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、議案第2号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長でございます。議案第2号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第5号）を審査した結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第2号、令和元年度南部町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第4 議案第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、議案第3号、令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第3号、令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を審査した結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第3号、令和元年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第5 議案第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、議案第4号、令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第4号、令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第4号、令和元年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第6 議案第5号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第6、議案第5号、令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第5号、令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第5号、令和元年度南部町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第7 議案第6号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第7、議案第6号、令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第6号、令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第6号、令和元年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第8 議案第7号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第8、議案第7号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第7号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第7号、令和元年度南部町病院事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第9 議案第8号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第9、議案第8号、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第8号、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第8号、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第10 議案第9号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第10、議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛否それぞれ御意見がありましたので、報告いたします。まず、否とする反対の方の御意見ですが、特別職の期末手当について、人事院勧告に基づいてということですが、議員の期末手当の件についても賛成しないという態度をとっており、同様の態度をするために反対します。

賛成者、可とする理由といたしまして、特別職の期末手当について上げるべき、下げるべき、さまざまな意見がありますが、独自に決めるといびつな体系になりかねないため、人事院勧告を基準とするのが妥当であると考え、賛成します。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

12番、亀尾共三君。

まず、委員長報告に反対ですね。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい。12番、亀尾でございます。議案第9号、先ほど委員長報告ありましたが、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

先ほど委員長から委員会での報告がございましたが、そのとおりでございます。私が申し上げたいのは期末手当ですね、期末手当が、現行より2.5%引き上げるといふものであります。人事院勧告は守るといふのが働く者の立場だと思いますけども、議員というのも常勤ではないですし、普通それに伴って上げるということだなくて、今の状況の国民の、一般の方の生活から見ればそうすべきではないという判断して、反対するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 4番、長束です。私、議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、この議案に賛成の立場で討論いたします。

南部町職員の給与及び旅費に関しては、既に昨年の12月、条例改正にて議会の議決を得ておりますが、特別職においてはこのたびおくれたるの提案であります。この改正は皆さん御承知のごとく、国内の民間等の情勢、あるいは水準等により、人事院勧告に基づくものであります。人事院の勧告は、上げるときもあれば下げるときもあります。また、町が災害や非常時などの場合は、凍結、あるいは減額などの処置は可能であります。したが、今申し上げた特別な事情がない場合に、この適用、改正をしない場合とするなら、どのような基準、あるいは判断基準をもって決定していくのかが不明で、将来にわたり根拠がないものとなります。

以上のことから、私はこの議案に賛成するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第11 議案第10号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第11、議案第10号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定による細田元教君の退場を求めます。

〔10番 細田元教君退場〕

○議長（秦 伊知郎君） 予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第10号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対御意見がありましたので、報告いたします。まず、反対者の方、否の理由として、農業委員の報酬に能率給を加えようとする事についてどうかと思う。農地の集積が進まないた

めに能率給を導入するというやり方は、馬の前にニンジンをつぶら下げるようなやり方であるため反対します。

賛成の方、可の理由として、農地の改善が進んでいない現状、これを進めていくために能率給を導入し、委員の方々に率先してやっていただきたいということで賛成します。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

1 番、加藤学君。

まず、委員長報告に反対ですね。

○議員（1 番 加藤 学君） はい。1 番、加藤です。議案第10号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これに対し反対の立場から意見を述べます。

この条例の一部改定の中には、農業委員会の委員並びに農地利用最適化推進委員の報酬の中に能率給を加えるもの、また、その年額は予算の範囲内で町長が定めるとあります。南部町の特別職で非常勤の者とある農業委員並びに農地利用最適化推進委員は、限りなく公務員に近いものであると考えます。これに対して一般企業で使われている能率給を支給することは不適切であると考えます。

以上の理由から反対とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8 番、板井隆君。

○議員（8 番 板井 隆君） 8 番、板井です。議案第10号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

これは先ほど言われたように2つの改正があるわけなんですけれど、まず一つは、南部町の監査委員さん、現在、今、報酬、日額になっておりますが、これを一般的な月額報酬に変更するというのが一つあります。月額になったといっても、これまでの日額報酬の年額支給額が基本となっており、報酬に大きく変動はないものの、引き続き御苦勞をおかけしますが、頑張りたいというふうに思います。

もう一点は、先ほど加藤議員から反対のありました農業委員会及び農地利用最適化推進委員さんの報酬について、定額支給とは別に能率給を定める改定です。これは農業委員会等に関する法

律が改正され、農地利用の最適化の推進に関する義務が農業委員会の必須事項に位置づけられたことからです。農林水産省は、農業生産力の増進及び農業経営の合理化を図るため、農業委員会による農地利用の最適化に向けた積極的な活動の必要性から、農地利用最適化交付金事業というのを実施され、今年度から適用されるということです。

南部町の農業委員会では、平成30年1月に農地等の利用の最適化に関する指針が策定されています。この基本的な考えは、地域の強みを生かしながら活力ある農業・農村を築くため、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、担当区域ごとに活動を通じて農地等の利用の最適化が一体的に進んでいくよう、農業委員会の指針として具体的な目標を上げておられます。一つは、遊休農地の発生防止解消について、2つ目、担い手の農地利用集積・集約化について、3つ目、新規参入の進捗について、それぞれ具体的な推進、数値も含め検証する指針が示されています。

反対討論にあった農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬を一律に上げれば済むのではないかという意見も出ておりました。農地利用最適化推進交付金は国の定めた事業であり、農地利用の最適化進捗率によって交付されるものです。この能率給、これは言い換えれば、私は農地最適化進捗率だというふうに思います。決して農業委員さんとかの実力をはかるものではありません。農地最適化進捗率として定義されたものであって、この交付金を財源として活用するには、この能率給が支給できるような額の算出根拠を定める、これしか支給する方法はありません。そういったことでこの議案第10号の条例に、一部改正について賛成するものであります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありますか。

委員長報告に反対者ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の条例に反対します。

先ほどおっしゃったように今回の条例は2つありまして、農業委員会にいわゆる能率給を認めるというものと監査ですね、ちなみに私たちは監査委員の報酬等について、月額としていくことには賛成しています。監査委員がそれなりの立場に立ってしっかりと町の財政等を監査していくためには、この待遇の改善というのは必要だという立場から、これには反対しておりません。それははっきり言っておきますね。

それで、今回のやっぱり反対した理由が、先ほどの能率給ですね、それを農業委員等に付していくということで、先ほど板井議員が言われたのは、これは別に町が好んでやってるわけじゃなくて、国がこういうふうにしなさいと言ってきたわけですよ。その中でやっぱり一つ言えるのは、先ほど言った最適化進捗率、最適化を進めれば、そしたら南部町の農業や日本の農業よくな

るのかという点でいえば、今の日本が進めている農業政策というのは農地を守ることとか自給率を上げるということではなくて、農地の最適化ということは、ともすれば、さまざまな県でいろいろ問題になっている農地を集約して、大企業農業できるように、こういう中にも加担していくという、これは大きな節目の転換だというふうに思うわけですね。そういう内容が南部町の農業にとっていいはずがないし、そういうことが達成できるわけでもないというのが一つです。方向からして間違っているのではないかということ、やはり国政とはいえ町政の問題で来たからそれ批判しておかないといけないと思います。

2つ目には、この最適化を能率給として上げて、担当課も困ったと思うんですけども、これをどんなふうに評価していくかということ何回も委員会で、各委員会出たんですけども、これは評価ではなくて、おっしゃるように進捗率の問題だというふうなことをおっしゃってたんですけども、やはりこれは各委員からどれだけの仕事をしたかということ出してもらうことになるわけですよ。そのことがはずみになるというんですけど、私は非常に農業委員やそれぞれのこのもう一方の方々に対して失礼な話だなと。それともう一つ、農地利用最適化推進委員の方々が高い給料ではないです、月額2万9,000円。農業委員の会長さんも4万5,000円ですよ。そういうところから見て何とかして報酬引き上げようというのであれば、当然、このことは報酬引き上げをなべてするべき財源にすべきだということを国に対して言うべきではないかというふうに思うんですよ。

それに、この能率給っておっしゃいますけれども、予算書を見たら農業委員の報酬、年額の会長職務代理、農業委員含めて約640万、それに比して能率給というのは470万ですよ。4割以上がこの能率給を占めてくるわけですよ。このやり方が本当に農業委員の報酬等に対して適切なのかという点で非常に私は疑問を持つ制度だと。しなくてはならないと言いますが、施行に当たってはなべて仕事がきちんといけるように、このことによって、能率給という名のごとくさまざまな差をつけたりとかすることのないようにということと、町については、このやり方については、南部町としても、農業全体の立場としてもふさわしくないんだということ上げていくべきだということを主張して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

〔討論なし〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

ここで細田元教君の入場を許します。

〔10番 細田元教君入場〕

○議長（秦 伊知郎君） 続いて行きます。

日程第 1 2 議案第 1 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 2、議案第 1 1 号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の廃止についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 1 1 号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の廃止について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 1 1 号、南部町非常勤職員及び臨時的任用職員の勤務条件等に関する条例の廃止についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 1 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1 3、議案第 1 2 号、南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一

部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第12号、南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第12号、南部町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第14 議案第13号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第14、議案第13号、南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第13号、南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第13号、南部町被災者住宅再建等支援条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第15 議案第14号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第15、議案第14号、南部町営西伯墓苑条例及び南部町営円山墓地条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第14号、南部町営西伯墓苑条例及び南部町営円山墓地条例の一部改正について審査をした結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第14号、南部町営西伯墓苑条例及び南部町営円山墓地条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第16 議案第15号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第16、議案第15号、南部町印鑑条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第15号、南部町印鑑条例の一部改正について審査の結果、全員一致で可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第15号、南部町印鑑条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第17 議案第16号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第17、議案第16号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第16号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第16号、南部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 18 議案第 17 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 18、議案第 17 号、南部町営住宅条例等の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 17 号、南部町営住宅条例等の一部改正について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 17 号、南部町営住宅条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 19 議案第 18 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 19、議案第 18 号、南部町上水道給水条例の一部改正についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 18 号、南部町

上水道給水条例の一部改正について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第18号、南部町上水道給水条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第20 議案第19号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第20、議案第19号、令和2年度南部町一般会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第19号、令和2年度南部町一般会計予算について審査した結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対の御意見がありましたので、報告いたします。まず、反対者の方、否の理由として、会計年度任用職員の給与や処遇の問題。人口増対策が成功していないということで、地方創生交付金の使い方の問題。なんぶ里山デザイン機構に地域おこし協力隊が4名行くという問題。地域振興協議会の交付金では、会計年度任用職員制度の導入により人件費が増加し、人件費3,600万円に対して活動費2,300万円となり、アンバランスとなっている問題。公営企業会計で見るように、人口減少していく公共インフラのツケを住民負担増で乗り切ろうとしているのではないかという問題。地方自治体の仕事は、住民の暮らしを守るためにお金を使うべきであるという立場から反対します。

一方、賛成、可の理由といたしまして、今回の一般会計予算には大きな目玉はありませんが、宅地開発など人口減少に対応していくという取り組み、また、キノコ生産モデルといったような

新しい取り組み等も見られる。これまでの福祉、足元を固めるということだけではなく、多少なりとも打って出るといった面も見られる予算であると評価し、賛成します。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。議案第19号、令和2年度南部町一般会計予算、これに反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回の当初予算は、会計年度任用職員の、一般企業でいうところの給料に関する議案が多く含まれていました。今まで非常勤だった人が今回、会計年度任用職員になり、民間でいうところの年2回のボーナス、交通費、これらが支給することになりました。普通に考えた場合、ボーナスと交通費分、これが支給が上がるのではないかと、普通に考えればこういうふうにとるはずなんですけれども、実際のところ、待遇はどうなってるんでしょうか。変わっている、もしくはむしろ悪くなっているのではないかとこのように私のほうは考えます。

以上の理由から、今回、議案第19号、令和2年度南部町一般会計予算に反対とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3番、滝山克己君。

○議員（3番 滝山 克己君） 3番、滝山です。私は、議案第19号、令和2年度南部町一般会計予算に賛成の立場で発言させていただきます。

先ほど、報酬の話でございますから、これは月々は確かに少し低いかもしれませんが、年額でいきますと確実に上がっているということでございます。

令和2年度一般会計当初予算66億4,600万円は、前年度予算に比し0.78%の減となっております。その内容につきましては、先ほどもありましたが、目玉的なものはありませんが、内容的にはとても濃く、昨年度と同様、充実したものになっていると思われまます。

自分は、町や集落の基本は人口だと思っています。この予算には、人口減少に対応するとともに、移住定住をも促進するための新規宅地開発補助制度の新設、子ども・子育てにはこれまでの制度に加え、少子化対策プロジェクトの第3期もスタートする計画です。幼児教育から学校教育、社会教育と教育予算も充実させ、福祉予算も昨年同様に盛り込まれています。さらに、免許証返

納者に対する町独自の支援も新規に組まれております。さらに、里地里山、これらの保全も兼ねる農林業予算も、地域経済を活性させる商工業予算も、昨年同様手抜きはないようでございます。新規企業を応援する支援策も当然あります。このようにいろいろ組んでございまして、私には反対する理由が見当たりません。

さらに、冒頭に減額予算だと申し上げたわけですが、内容的には減額ではなく、よく見ますと公民館法勝寺分館の建築工事費がなくなって、このための減額だということでございしますので、申し添えておきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

12番、亀尾共三君、反対ですね。

○議員（12番 亀尾 共三君） はい。12番、亀尾でございます。議案第19号、令和2年度南部町一般会計予算に反対するものであります。

私は、行政の基本というのは、やっぱり住民の暮らしをいかに支援していくかということが一番の中心になるべきだと思います。限られた財源の中で、いかに町民のための生活支えていくか、このことをやっぱり考えるべきだと思います。そういう中で今回の予算の内容を見まして、二、三点を、これはおかしいかないかということ指摘して反対するものであります。

まず一つは、先ほども申し上げましたが、限られたお金をいかに住民のために使うか、町民のために使うかという点を私は見るべきだと思います。

一つは、私は近隣なんですけど、よく皆さんと出会うとこういことを言われます。高校跡地を町が取得して、それについて、J O C Aが行う事業に対して8,000万、内容、町独自の一般会計からいいますと5,000万ですが、そのようなことにつぎ込むこと、一体町と今までどうかかわりがあったのか、そういうことに使うお金があるなら、今、生活のことに使ってほしい、そういうこと。具体的に言いますと、水道会計が上がるから上げるというようなことがあるが、そういうことにやっぱりお金を使ってほしい、上げるようなことをやめてそっちのほうに使うてほしいという声を聞いております。そして、地場の産業の人たちの力になるようなお金を使ってほしい、農業関係とか林業もありますが、そのことに使ってほしいということ。

そしてもう一つは、毎回このことを指摘するんですけども、病院の起債の返還のための利子に対しての、やっぱり県が出すんであればあわせて町が出すというのが、これが基本だと思います。そういう点も、今回今年度もそれが出されておられません。そういうようなことを指摘して反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

11番、井田章雄君、賛成ですね。

○議員（11番 井田 章雄君） はい。11番、井田章雄でございます。私は、議案第19号、令和2年度南部町一般会計予算に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

旧2町の合算で算定されてきた地方交付税が平成27年度から段階的に縮小され、新年度からは南部町一本での算定となり、歳入の7割以上、依存財源を求めている本町の財政に与える影響は極めて大きく、以前にも増して厳しい財政運営を迫られる状況の中、令和2年度一般会計当初予算規模は66億4,600万円となり、対前年比では0.78%減であります。

そして、新年度において、1つ目、なんぶ創生では、ひきこもりなどの自主的自立支援のサポート、複合施設の整備、JOCAによるごちゃませ施設の整備等。2つ目、こども達がいきいき育つ環境と人材育成では、社会の変化に対応したスポーツ環境整備のため、町体育協会のSportなんぶへの移行で生涯スポーツ普及体制の構築。3つ目は、健康長寿のまちづくりでは、百歳体操の推進、認知症の実態把握と対策の検証、指針づくり、そして特定健診受診率の向上等。4つ目、人と地球環境にやさしい共生のまちづくりでは、ドローンやAI、ICTを活用したスマート農業への支援、特産品に取り組む組織への支援、運転免許の自主返納者を対象にふれあいバスの無料パス支援制度の新設等。5つ目、行財政改革では、財政構造改革、行政運営改革、行政サービス改革の取り組みなど、五つの挑戦を推し進め、全力で町政のリーダーシップをとってまいるとの決意でございますので、私は総合的に判断してこの令和2年度一般会計予算案に賛成いたします。以上、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第19号、令和2年度南部町一般会計予算に反対をいたします。

今回の予算、先ほど述べられた66億4,600万円。やっぱり問題になるのは、先ほど井田議員がおっしゃられた、合併により一本算定された地方交付税がどうなるのかということだと思います。今年度見た場合、歳入のところで一番多くふえてたのが地方消費税ですね、プラス4,200万で2億1,850万来ている。その次にふえてるのが地方交付税ではなかったですか。地方交付税が32億8,000万円、前年度より3,000万円の多い地方交付税を予定しているとの予算です。今回の地方交付税は一本算定になって非常に厳しいというのですが、地方財政計画を国で見た場合は、厳しいといいながらも、合併したまちも含めて前年度並みは保障されて

いるというのが一般的な見方だし、政府もそう言っています。それはなぜかといいますと、地方交付税の中には地域社会再生事業費、全国で4,200億円というそうですが、これはどういうものかという、少子高齢化の進行の速いところ、人口密度が低い地域の人口が多いこと、ちょっと逆説的ですけども、要は過疎地が進んでいる、少子高齢化が進んでるところに対して、何らかの形でこの地域社会再生事業費を交付していくというので、当然南部町も対象になってくるはずだし、各町村では、試算できているところではそれを試算として地方交付税にこれぐらい入るだろうということが発表されているまちもあるということです。

2つ目には、会計年度任用職員制度が、国から言われてした中で、この分を全国で調査して各市町村が負担する分、いわゆる自治体が負担する分は幾らになるのかということで、それを補填しようじゃないかと国が言ってるわけですよ。そのお金で、たとえ一般財源で1,690億円お金出していますよって言ってるんですよ。公営企業では48億円。これのプラス額が、地方交付税なければならない。

3つ目には、保育の無償化です。令和元年度にはそれが補助金ないしは目に見える形で来ていましたが、令和2年度からは、公立保育園の幼・保無償化については見えていません。見えていないということは、交付税算入されている予定だということです。この金額は、少なくとも市町村合わせただけでも全国で3,743億円になる。考えてみたら、1兆円を超えるような財政が本来であればふえてこなければいけないのですが、南部町で見ただけでも、例えばそしたら地域社会再生事業費を置いといたとしても、会計年度任用職員制度で今回幾ら上がってますか。保育の無償化で今回は入ってこないといけないお金はこの2つ足しても3,000万円どころではないはずですよ。ということになれば、当然、地方交付税は上がってこなくてはいけない。私は何らかの形で追加して地方交付税の増額が来るのではないかと考えています。これらのことを考えたときに、地方財政が合併により厳しくなったから、本当に厳しいの困るんだったら合併せんかったらよかったんですよ。そういうことを言いながら財政緊縮だというのは客観的に立つ根拠がない。もし次、賛成討論する方であれば、どれだけの金が足りないのかということをはっきりと数字を示して言うべきだというふうに思います。

そういう立場で、私は、先ほど亀尾議員も言ったように、今回の令和2年度については町の予算のお金の使い方を直視して、これから少子高齢化がいや応なく、努力はするけれども進んでいく中で、とりわけ年金暮らしの高齢者を、暮らしを守るために、公共料金の負担など町でできることで町民の暮らしを守る予算に変えていくことが住みよいまちづくりの一番の柱になってくるのではないかとこのように考えています。とりわけ今年度は、去年の消費税増税もそうですが、今

のコロナ対策では、今国を挙げて財政措置をどうするかということで論議されています。30兆円とも言われていますよね。そういう中で考えた場合、地方自治の財政からも住民の暮らしを応援する大幅な抜本的な見直しが予想されているのではないかと思います。そのときには英断をもって決断してほしいと思いますし、予算の組み替え等も起こってくるのではないかと思います。に私は考えています。

そういう立場から、お金の使い方を見直して、具体的には住民から声の上があった、水道料金が公営企業法で成り立たないというのであれば、一般財源から持ち出してでも水道料金を抑えるために努力する予算であり、とりわけ高いと言われている国保や介護保険、介護保険に至っては2025年には8,000円を超えてくるのではないかとされています。年金減少の中で到底立ち向かえる金額ではない。このときに財政出動をどうするのかということも考えていかないとはいけません。

さらには、何年後でしたか、公営企業会計の下水道を移行ですね、今、年間2億円近くのお金を持ち出しているわけです。このお金を突如やめることができるわけありません。そういうことになれば、今、地方財政にとって、地方自治体にとって大変厳しい公営企業法のあり方等で、町財政負担は余儀なくされてくると思うのです。そのときに、今の使い方を見直して、そういうところにお金を使っていくために見直してほしいことを大きく3つ上げて町長に考えていただきたいと思います。

まず一つは、地方創生交付金。とりわけまち・ひと・しごと事業の見直しです。これは国も地方再生事業の事実上失敗を認めているわけです。今度、関係人口の増加と言っていますが、ここ5年間の反省は、地方交付金を使いながらも、残念ながら有効に、若干の効果はあったとしても抜本的な対策にならなかった。これは町の責任だけではなくて、国全体がそう言っていますから、地方再生交付金を東京都の23区にばらまくようなやり方で地方創生事業が成り立つわけがないわけです。そういう中で、町とすれば執行部を中心として、何とかこのお金を有効に使おうとしてきたと思うのですが、実際として都市部から地方に抜本的に人口の流れを変えていくようなことにならなかった。そういうときに南部町では置き土産として地域再生推進法人の2つをつくったわけです。一つには、なんぶ里山デザイン機構、もう一つにはJOCAです。彼らと一緒に協働していくというのですが、彼らと一緒に協働は財源が伴ってきます。この2つとも地方創生の交付金でやっていますが、いつまで続くかわかりません。

例えばなんぶ里山デザイン機構、ここには寄附金事業として3,200万円を今回予算化されていますが、総額5,400万。予定ではなんぶ里山デザイン機構を自立させることではなかつ

たですか。それを途中から地域再生推進法人として、今後、何らかの支援を考えるとすればここへの財政出動も余儀なくされてくるのではないのでしょうか。私は、この見直しを求めたいと思います。すぐには無理でも、決して財政を大きくするような、今回の地域おこし協力隊を持っていくようなやり方ではなく、住民に説明できるようにこれを縮小していきながら、本来のまちづくりに行くために何らかの形で考えていかなければ、財政出動はふえるばかりではないかということ指摘しておきたいと思います。

JOCAについて今回は1,705万円、5年間、地方創生の半分のお金で国からのお金来ていますが、町からも財政出動しています。とりわけ住民が、私が指摘されるのは、5,000万円の温泉掘削のお金を使ったけれども、町に何の権限もないとは知らなかったということと言われたことです。議会の多数でもそれも認めてきましたが、このようなお金の使い方をしていれば住民のほとんど生活に関係ないところでお金が流れていく。住民納得しないお金の使い方になるのではないかということ指摘しておきたいと思います。ぜひとも、見直す機会に当たって、今回も、今後の計画に当たっては、例えば今後取り組まれようとしている地域公共交通の問題、ここにお金かかってくると思うんです。そして、高齢者の住宅の問題、生活の保障の問題があると思います。それに切りかえていけるような形で地方創生のお金を使っていたきたいということを強く申したいと思います。

見直してほしいという2つ目、地域振興協議会です。町長は、所信表明の中でも、内外からも非常に高く評価されていると言われていています。やってる方々が一生懸命なさっているから評価に値するところは当然出てきているし、その恩恵を受けてる方もいるのも事実だということを私たちは承知しております。ところが、町全体の予算とまちづくりのあり方を考えたときに、例えば今年度は会長、副会長の報酬、支援員の報酬、それから集落支援員14名の報酬、それと活動費を入れて総額7,448万9,000円の金額です。これらが本当にまちづくりに寄与しているのか。私は、見直しをすべきときだというふうに考えます。そういうことを言ったら地域おこし協力隊とかの報酬上げたことが気に入らんのかと言ってきそうですが、何回も言っていますが、原則的に働く人の待遇改善していくことは町として当然責任のあることだと考えています。しかし、地域振興協議会の活動費を見た場合、交付金見た場合、6,076万3,000円のうち、人件費が3,694万円占めてきます。に対して活動費は2,380万円です。このあり方が本当に適切なあり方だと言えるのでしょうか。未来永劫にわたって人口減少してくる中で、7つの振興協議会に今と同じように会長、副会長、そして職員2名つけることが本当に妥当なのか、このことをも考えることが必要ではないでしょうか。

特に私がお願いしたいのは、この地域振興区の協議会が地方再生事業に伴って各振興協議会ごとに拠点施設をつくるということで、今年度も前年度に引き継いで南さいはくで地域拠点施設をつくる、その検討のためのお金が組まれています。これは私は、住民の声が、こういうふうにしてほしいという声があると同時に、町としては、考えなくてはいけないのは、全体的なことを考えて、あの周辺の建物も考えて、本当に施設建設が必要なかどうか、このことを考えなくてはいけないのではないのでしょうか。ともすれば、振興協議会ごとに競って拠点施設をつくっている。とりわけ南さいはくについては、これまで地方創生のお金で、入蔵にいくらの郷を拠点施設だといってそこにもお金を出動してきたわけです。それらが本当に全住民の納得いくお金の使い方かということは、今回、考えないといけないのではないのでしょうか。とりわけこのようなお金の使い方を改めて、私は今、目前に住民から求められている地域公共交通の立ち上げ等にお金を組みかえていくようなやり方をしていくべきではないかというふうに再度指摘しておきたいと思います。そして、お金の使い方については言いました。

もう一つは、町の姿勢の問題で、だんだんエナジーからの出資をしているのにお金が入ってこないのはどういうことか。町長はこれに対して何も言わないのはおかしい。予算にきちっとだんだんエナジーから当初約束していた売り上げの幾らかを町財政に入れるべきだと。なぜしないのかという点で意見を出してそれを求めていきたいと思います。

平成28年に水道会計から400万円の出資をして、だんだんエナジーに出資をしました。ここでは4割を占めて、南部町は筆頭株主で前町長が発起人となってこの会社ができたわけです。その当時、議会に説明してきたことは、400万円を水道会計から出資することは、太陽光の基金を使って、それをわざわざ水道会計に入れて、一般会計では民間に出資ができないからという一つの理由と、もう一つ目の理由は、ここでの配当を財源の乏しい水道会計に配当するのだということを書いてきたわけです。ところが、始まって3年目、今回4年目になりますが、これまでに入っているのは2年目の純利益が120万でしたか、違ったらごめんなさい。上がるときに50万円のお金を配当はできないのでということでふるさとの基金ですね、そこに入れておられるそうです。

平成30年はどうか。町長は発起人ですから御存じやと思いますが、金額が出ています。総額7,000万を超える収益を上げているわけですよ。その中で608万でしたか、その純利益が出ています。ところが、平成31年度の予算にもそのお金が入っていない。どういうことかといって委員会で確認したら、だんだんエナジーの事業報告書には配当はしないと書いてあって、それそのお金は、全体的に南部町の社会インフラの効果的管理や、地域振興事業への投

資に使うことで町民に還元してることを事業目的としているから配当を行っていない。そしてもう一つ目には、配当はできないと、こういうことを平然と言っているわけです。

私は、町としてまず謝らないといけないのは、議会に対して議場で、委員会でもう言ったか。当時の町長は、出資に応じた配当はしていきたい。町が400万円出資しますので、幾らかの配当は検討します。当時、パシフィックパワーの社長はどう言ったか。議員のほうから、そうはいつでも民間やからもうけんといけんわけでしょ、どうするんですかという問いに対してこういうふうに言っています。外部委託費の中に支出を計算している。いわゆる委託費ですね、委託費として会社は利益を上げているので、電力の販売として生じた利益は町で判断をしていただきたい、こういうふうに平成28年3月3日の全協で語っているわけです。とすれば、私は、今の段階ではこれは町に責任があるのではないかというふうに思っているわけです。発起人で筆頭株主である町がそこで利益の上がっているものを、本来では町に返さないといけないことをなさっていない。水道会計に入れるという約束を果たすべきではないか、このことを厳しく求めて、それを行っていない町のあり方はおかしいのではないかということ指摘しておきたいと思います。

最後になりましたが、加藤議員が述べた反対理由の会計年度任用職員については、どういうことが委員会で審査してわかったかといいますと、期末手当支給引きかえに給与を、月給を引き下げるあり方が各課に見られたことです。どういう引き下げ方をしているかということ、これまで週38時間働いていた非常勤特別職を31時間に引き下げて、その給与、それに準じた期末手当支給をしているということです。このやり方については全国的に大きな問題になって、昨年11月、国会で高市総務大臣は、このような期末手当支給と引きかえに月給を引き下げるあり方は、本来の目的である処遇改善にふさわしくなく、適切ではない。このように答弁しています。各市町村ではこの改善を求められているわけです。そういう意味でいえば、これに乗じた、待遇改善に乗じた時間切りはあってはならない、このことを指摘して即刻改善を求めることを強く主張して反対討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

賛成ですね。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 議案第19号について賛成の立場から討論させていただきます。

今、本当に皆さん、反対討論の方、痛いところつかれておられますが、この当初予算、総額6億4,600万、前年度と比べて5,200万減額になっております。緊縮予算ですが、交付税が一本算定になったこともあり、中身を精査されておられます。交付税は確かに本年度は3,

000万ふえております。それは今、真壁議員言われましたように、会計年度任用職員等、また、もろもろがあってふえてんですけども、それだけでまだ足りないのは事実ですが、この中の大きな今年度の予算の中で注目すべきというか、私を感じたのは、どうしても人口がふえなどしようもないということで、宅地開発促進事業で1,000万の予算が出ておりました。今までは過疎のほうでやってありましたが、今度は町内全域でちっちゃな宅地をつくってでも人口を呼び込みたいという意気込みでございました。これに対しても、議会でも自分とこの隣のとこの宅地、田んぼに家族を呼んででもというのも一つの家ではないかという意見がありましたが、これは次の参考意見等云々ということで何とかならうじゃないかと思っておりますが、もう一つは、やっと東西町に子どもの広場が完成してまいります。

もう一つ、びっくりしたのは、建設課が住生活向上安定化確保事業という県の事業と相乗りしてですが、要はセーフティーネットの住宅をつくると、やると。民間住宅、宅建、住宅屋さんか、住宅と一緒に、そのような住宅に入れない方でも、また、独居とか高齢者、障がい者等がそういうところに入りやすいような政策がここの中に入っているような中身の濃い、また、子供に対してでも、GIGAスクールつって教育委員会が子供にパソコンを通して将来の布石のような予算を今回入れておられます。このように子育て、また、障がい者、高齢者等にも優しく、また、人口減少に対しても対応した中身の予算でございます。あと、賛成討論した方々は個別に言っておられます。

そのような内容で、本当に濃い中ですが、その中でも、反対言われた中でも、会計年度任用職員の件、確かに委員会でお聞きしましたらば、38時間から31時間に下げられた方もおられますが、全体を聞いたら、その会計年度任用職員38時間フルタイム、31時間パートタイム、何人必要かって仕分された結果がこのようだという事をお聞きしまして、そうであつたらうというように感じて、このようなことを言っておられるのはいいじゃないかなと思っております。

それと、いろいろ言われましたが、予算の使い方云々ですが、予算の使い方は、確かに町は本当によく考えておられますが、その見方によっては、今言われましたことは一々当たるところもありますが、特に地方創生交付金、これ始まってもう5年で、ことしで第2期に入ると思いますが、都会から人を呼び込むつもりであったCCRCの見解は、国もおおよそ、これも失敗したんじゃないかなと思っておりますが、これに対しても今度はそれに向かって南部町はその中でもいろんなことでやられたのは事実です。大概のところは地方創生交付金が半分ぐらい入ってそれなりの事業やっておられたと。ハード面等でこれができましたということは、それなりの効果が私にはあったと思います。

確かに委員会で聞きましたら、デザイン機構の件、J O C Aの件、この財源、今後どうなるか不安でございますが、苦肉の策だと思います。デザイン機構にも地域おこし協力隊等入れて、そこに人を入れて、財源はそこから出すような感じにしておられますが、デザイン機構やJ O C Aも南部町にとっては、今後の南部町を構成し、また再生し、また活力させるためには、大きな私は目玉になるのかと思います。これは注視していきたいと思ひますし、このように今後もこれらの人らが中心になって、外から人を呼び、また、滞在していただく、コーディネーターとかいろんなことを今後はこの人やちにさせていただき、費用対効果あったら、そのために効果が出たという流れ、事業を町は応援していただきたいと思ひます。J O C Aの件も、あそこでごちゃまぜの施設をつくる予定でございます。そうなれば法勝寺の町なかがもっともっと活性化すると。そのような今大事なときでございますので、温かく見守り、また、協力していただきたいと思ひます。

振興協議会の件が出ました。振興協議会、もう市民権得てます。これから過疎になって、少子高齢化の中で南部町をいかにして守るかつって、町一本でやるととっても無理です。その地域に合った7つの地域の特色のある、文化の違う、そういうところでその人やちが我が振興区をこのようにして守っていくということが、住民力と地域力が活性化する大きなきっかけになると思ひますので、私はこれは大事だと思ひております。7, 4 0 0万が、本当に今後検討すべきだと言われますが、それは少なくして結果が出れば最高でございますが、そのような働き方、動き方をぜひとも担当課は協力していただきたいと思ひます。

南さいはくの拠点の問題言われました。確かにあそこ、厳しい、かわいそうなやな、小屋のような拠点でございますが、そこに一つの両長田の中心となる、これから一番過疎で中山間を守るための拠点でございます。いくら郷のこと言われましたが、あれはひきこもり施策でいろんなこと使っておられます。みんながやるような拠点というのも私は大事だと思ひますので、これを中心とした両長田の南さいはくの皆さん方を守るような活動ができることを期待しております。

だんだんエナジーの件は、これは真壁議員と私、同じなんですよ。確かに今この時代、だんだんエナジー、中海もこれ電力を買うとか云々で厳しい状況になってるのは知っております。6 0 0万の余剰金が出ておりますが、そのためにもっとおらないけんというのもわかります。そこでも、少しでもやっぱり水道会計を經由して入れた金でございますので、皆さん御存じのように水道会計えらいじゃねえかということはみんな一緒でございます。そこで足しになるような、したのは、全協で聞いたのはそのように聞いております。社会インフラ云々ってたしか事業内容に書いてありましたが、水道会計でも社会インフラだと思ひますよ。別に3条予算入れでも4条予算でも入ると思ひます。入ってで、少しでもできるように、これが、これは私も同じようにぜひと

も会社と協議してでもしていただきたいと思います。確かに定款を見させていただきましたら、入れるべきであるということは書いてなかった。努力目標みたいに、事はあるが、そこは町長の決断力、判断力でこのことをぜひとも使っていただきたい。だんだんエナジーのおかげで公共施設等を安い料金で使っております。これを今度は一般住宅の太陽光等活用してほしいという要望がありますが、それなりにだんだんエナジーは町にとってすごいメリットのある、協力したことをやっております。そこで出た益はやっぱりちょっとでも還元してもらうことを町長に要望いたしまして、この令和2年度の一般会計当初予算はそれなりに本当によく気をつけられた、頑張っておられる予算だということを認識いたしまして賛成討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第19号、令和2年度南部町一般会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

ここで休憩に入ります。再開は10時35分にしますので、よろしくお願ひします。

午前10時16分休憩

.....

午前10時35分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第21 議案第20号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第21、議案第20号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第20号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計予算。

審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対の御意見がありましたので、報告いたします。まず、反対者の方、否の理由として、国民健康保険税を下げるべきという立場から反対します。

賛成の方の理由は、国民健康保険税は高いと言われますが、構造的な部分が大半を占めており、低所得者の方には7割、5割、2割軽減制度がありますので、町民の皆さんには御理解をいただきたいと思い、賛成いたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 20号の令和2年度国保会計に反対いたします。

今回の国民健康保険会計の規模は、一般被保険者2,319人、国保会計では13億1,780万円の予算が組まれています。このうち、保険給付費が9億7,573万、ほとんどが給付費という国保会計です。国保税、町民から納める税金が2億1,909万円、こういう内容です。私は、国保会計が都道府県化になり、全国的には8割近くの自治体が国保税ないしは国保料が引上げになる事態が起こっているということも承知しています。理由は、国の都道府県化が、例えば国保会計が大変なので、その実態が、一般財源から繰り入れることをやめるということが、狙ったことが大きいというふうに感じています。

南部町はこのような国保会計で運営していくのですが、そのもとになっている国保の会計の中で国保税を負担している国保世帯の状況は、一般会計で出された資料、これは平成30年ですが、国保加入者の1人当たりの所得は平均して58万8,097円、それに対して国保税額1人当たりは8万6,659円という数字が出ています。所得の1割以上が国保税で消えていくという内容です。このことについては、国保税が高いということは委員会の中でも異論は出ませんでした。構造的な問題だとおっしゃる、それはもう皆さんが承知しているように、従来の国保から今回の国保世帯は軒並み自営業者等が少なくなり、農業所得が減ったことにより、所得の低い人、年金暮らし等が特化してきているという問題があると思います。その中で、国保税を維持していくと、高い国保税額になってるところで世帯の悲鳴が上がってきているのも、町長を初め皆さん御存じのことやと思うんです。

私は、大変ですけれども、本来であれば国が、都道府県の知事会が求めていた1兆円入れて、いわゆる応益分、応能分ですか、それを半分なくしていくというやり方をすれば、ほかの協会け

んぽと一緒にするという説には大賛成ですし、それをやるべきだったというふうに思いますが、現時点でそれがかなわない状況では、まず1番目には、国に対して引き続き財政措置を求めること。2番目には、住民の暮らしを守る立場から、一般財源を入れてでも国保税を引き下げることが求めて反対です。

とりわけ今回はコロナ対策で、国は各種公共料金、保険料については、緊急減免ないしは緊急猶予も一つの方法だと言っています。南部町でもとりわけ中小零細業者が国保に加入していることを考えれば、今回の状況から見て国保税の減免ないしは国保の徴収猶予というのは当然あり得ることだと思いますので、機敏に対応することを求めて反対討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 先ほど真壁さんがおっしゃったように、国のほうにさらなる財源を求めていくというところでは、私も真壁さんも同じ考え方だと思います。

そもそもこの保険制度は、一定の税、国保税を払えば全国どこでも質の高い医療サービスが受けられる福祉サービスであります。福祉という一面を持つ一方、保険事業として財政的に運営しなければならない現実もあります。特に被保険者の構造的な課題があり、国保税が高くなる要因となっております。しかし、所得に応じて、先ほども委員長報告でありましたが、7割、5割、2割の減免制度もあります。病気や災害または急な失業などにも対応できる制度になっておりますので、御理解をいただきたいと思います。

それよりも、国保の将来を見据えたとき、今後ますます高齢者はふえますが、労働者人口は減っていくため、医療費は増加する一方であります。平成30年度の医療費は、何と4兆2,600億円、前年よりも3,000億円もふえております。また、国保の構造から見たとき、昭和40年代からの推移では、自営業や農林業の現役世代は減る一方、年金生活者はふえる一方あります。つまり、年金生活者を中心に運営していく構造にこそ大きな課題があるわけです。

今、一定の国費が投入されていますが、一層の国費投入とあわせ、被保険者一人一人が治療から予防へ重点を置いた健康づくりに努めなければなりません。家計簿でいうやりくり、抑えるところはしっかり抑えなくてはいけないということです。いかに医療費を抑制できるかが大きな鍵を握ることになります。税とサービスのバランス、サービスばかりを追求すれば税はどんどん上がります。このバランスこそ重要だと申し上げて討論とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第20号、令和2年度南部町国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。
賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第22 議案第21号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第22、議案第21号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第21号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対御意見がありましたので、報告いたします。まず、反対者の御意見ですが、負担割合が1割負担から2割負担になると言われているが、不透明な状況。しかし、負担がふえる人があることは確実であるから、そういったことはやめるべきではないかと考えるので反対します。

賛成者の方の御意見。1割から2割という話は国でも決まったことではないため、現時点では粛々と運営するべきであると考え、賛成します。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾共三でございます。議案第21号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算に反対するものであります。

私は、今、高齢者の方と出会うんですけども、私もそうなんですけども、年金は下がる、とにかく段階的にずっと下がっていくこと、3年前に下がってもうそのままだなくて、どんどんどんどん毎年のように下がっていくというところ。逆に医療費、私にはがきが来ます、あなたの年金

はどれだけですよということで。それ見ますと、介護保険料と後期高齢者の保険料で、年金の中40%が取られます。つまり、60%しか自分の実際にお金に入っていないという状況であります。そういう中で、ほかの方を調べてきますと、かなり負担だわと言われる。そこに持ってきて、昨年10月からでしたか、消費税が上がりましたね。そういう状況で本当に生活が困ったということを知ります。それはなぜかということなんですけども、安倍内閣は、安倍政府は、全世代型社会保障制度改革ということを出してあります。その中でやられてるのは何かといいますと、社会保障費、それを削減する、この改革であります。

今回の一般質問でも私、取り上げましたけども、いわゆる後期高齢者の医療保険、窓口の支払いが1割から2割になるということあります。答弁のほうでは、まだいつからということは決まってないということだったんです。国会でもまだ決まっていらないかという声もありますが、これは恐らく今の総理大臣は、一旦自分が口に出したらとことん通していくのが今のやり方あります。恐らくその負担がふえるのは確実だと思います。

私は、時間があるときに地域のいきいきサロンによく行きます。出される声が、先般だったんですけども、かなわんがと、1割から2割になあだけんなど、本当に国は一体何を考えてるんだろうか、そういう声がありました。私は、これ国の制度だから下げろとは言いませんけども、負担をかけるということ、増額するようなことを決して地方自治体の中でやるべきではないと思います。

一般会計の中で見ましたが、限られた財源をいかに、町民の皆さんの思いに応じていくということをするべきだと思います。そういう面から今回の会計予算については反対するものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田でございます。議案第21号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場から討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、始まって10年になりますけれども、今、経過をしておりますので定着しておるといように私は思います。

先ほども反対者の意見ございました。自己負担が、1割負担が2割負担になるんじゃないかということで反対だという話があったけれども、確かに高齢者は年々増加をします。そして、その中で負担率という問題が、あるいは医療費という問題が絡んでくるわけでございますけれども、実際今、この予算では1割負担での捉え方で、2割をするために見据えた予算ではござい

せん。そういう状況の中で、これは広域連合に負担金を払って全県で運営してるものでございますが、中に所得に応じて5割軽減、2割軽減の方もおられ、それで拡充をしておるといった状況の中です。

先ほど、消費税絡みでどうこうということもございしますが、そういう軽減率も拡充しておりますので、私は国保同様、非常に低所得者に対して厚く手当をされているというように思いますので、この制度については賛成するべきものだということで賛成の討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第21号、令和2年度南部町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第23 議案第22号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第23、議案第22号、令和2年度南部町墓苑事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第22号、令和2年度南部町墓苑事業特別会計予算について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第22号、令和2年度南部町墓苑事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 4 議案第 2 3 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 4、議案第 2 3 号、令和 2 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 3 号、令和 2 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 3 号、令和 2 年度南部町住宅資金貸付事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 5 議案第 2 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 5、議案第 2 4 号、令和 2 年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 4 号、令和 2

年度南部町農業集落排水事業特別会計予算について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対御意見がありましたので、まず反対者の御意見は、反対の理由は、公営企業適用債を予算に入れているということ。公営企業会計に移行させるための準備をしているということであり、反対します。

賛成者の方の理由は、公営企業化については、広域でやるとか、これからのやり方を模索する準備段階と考え、賛成します。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。議案第24号、令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計予算、これに反対の立場から意見を述べさせていただきます。

今回問題にしているのは、この会計の中に公営企業会計適用債、これが入っているということです。これは総務省もホームページで出しているとおりです。公営企業会計の適用拡大に係る支援方策、この中で4点上がっていて、1点目がマニュアル等の作成に対して、2点目が人的支援制度、そして3点目が都道府県による市町村の支援、そして4点目に地方財政措置として、公営企業会計の適用に要する経費の財源に充当するための公営企業債（公営企業会計適用債）を措置。下水道事業及び簡易水道事業（重点事業）について、元利償還に対する交付税措置を継続するとともに、重点事業以外の事業についても交付税措置（平成31年度より）、こういうふうにあります。そしてこれ、今読んだとおりこの公営企業会計適用債、これは公営企業会計へ移るための準備段階のものであって、これが、これから下水道事業が公営企業会計に移りますよというそれだけのものです。

今回、公営企業会計に移ることを反対する立場から、今回のこの第24号に対しても反対とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。議案第24号、令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計予算に賛成するものです。

今回、この予算の歳入に初めて公営企業会計適用債というものが計上されました。このような起債名のもは今までなかったので、公営企業化と起債の関係について説明を受けました。人口が3万人以上と3万人未満では公営企業化についての取り扱いが違っていました。3万人以上の市町村は令和元年度までに必須でありました。しかし、人口3万人未満、本町もそうですが、下水道事業は、公営企業会計にすることは努力目標だと私は思っていました。しかし、町長の説明では、令和元年度から令和5年度までの間に移行するように、国が、総務省が言ってきている、変わってきていると、市町村や大きいまちはよいが、南部町のような小さい町では難しいがやっていく方向であるとのことでした。

国は公営企業の見える化を推進しています。要は下水道事業の固定資産台帳や資産、財産価値を把握して、経営状況を明確化することを求めています。そして、その対応としては、地方公共団体の広域化や民間活用を行うことを推進していっています。国と地方との関係、町との関係もあります。今回の新年度の予算では、農集、浄化槽、公共下水道事業、この3つの中からそれぞれ案分して120万円の公営企業適用債を借り入れをしまして、この起債を使って、令和5年に向けて町の方針を、町の施策、基本計画を策定するためにこの起債を使うものであります。下水道事業の公営企業化ができるかどうか、使用料はどうなるのか、大幅な料金改定が起こるのか、現段階ではわかっていません。

しかし、この起債が入っているからこの予算には反対だとしても、何も始まらないと思います。具体的に今後どう対策していくのか、やるべきところは何か、どのようにすればこの先、新たな事業の方向に進めるのか、この優位な起債制度を使って南部町の下水道事業の資産台帳の整備や、今後の計画を進めていく検討を始める必要があると私は思います。幸いにも公営企業会計適用債は優位な起債です。事業費の100%を起債措置ができますし、元利償還金の2分の1は特別交付税措置があります。上手な資金、財源の活用だと考えます。以上の点から賛成するものです。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の議案第24号、農集に反対します。理由は、先ほど加藤議員が述べたとおりです。

前回、私たちは平成31年度の農集初め、浄化槽、公共下水には、これまで反対していた態度を変えて賛成してきました。その理由というのは、水道料金に比してこの3つの下水道に、その下水道会計を維持するために、特別会計に一般会計から多額の費用を繰り入れをしていた、この

ことを評価しての賛成に転じたわけでした。

ところが、今年度出てきたのが先ほど言った公営企業会計推進するための適用債です。この中身については先ほど荊尾議員が述べられたとおりですが、これを反対しても何も始まらないということですが、私たちがここで反対するのは、この下水道事業に南部町が公営企業を適用された場合どうなるかということは目に見えて明らかだと思うのです。2つあると思うんです。

一つは、国が公営企業化を令和5年までにしないとイケないと言っている。賛成討論の方は、この中については公営企業にするかどうかはわからないし、利用料金がどうなるかもわからないし、国の負担がどうかもわからないと言いました。しかし、もう何年も前からこの下水道を公営企業化にするのには、方向として、赤字を出しているところが選択する道というのは広域化か民営化にするかしかないわけです。

ところが、広域化、民営化といっても、南部町の場合どこにするのかということになったら、どうするかといったら、出てきている多額の今、赤字になってるわけですよ。例えば農集でいえば、全体費用が2億4,280万の予算が組まれている中で、1億200万が一般会計なんです。ということは、後から2つ出てくる、下水もそうですけども、予算の半分は一般会計から繰り入れなければ成り立たない特別会計になっているわけなんです。

解決して、国が、南部町が唯一これを賛成だというのは、公営企業会計適用債で100%、それも特交の2分の1じゃなくて100%で、100%後年度負担で繰り入れ分を全額適用債に使っていいって、こういう条件出してきたらのもむことはできると思うんです。それ以外は全て一般会計からお金を入れるか、利用料として跳ね上がるか、この2つしかないわけなんです。ということは、私たちは、今の時点でいえば、5年たって、町長は仕方がないと思うんですけど、これはほかの自治体とも協力して、このような1万未満にすぎない、1万未満、この辺って3万未満ですよ、このようなまちが下水道で公営企業を適用できるわけがないということを言わないとイケないんですよ。

それか、今の議会と町では、皆さんの考え方の中に、水道会計に一般財源からお金出すの嫌がるじゃないですか。今の議会と町長のままだったら、来年、5年後いったら2億円を全部負担させることになるんですよ、このままだったら。あなたたちの頭の中が変わらない限り。そうですよ。今考えられないで、実際水道会計そう言ってるんだから。だから、そういうこと避けるためにも、今どうするかというと、言わないとイケない。適用債たかだか120万もらって準備しましょうかという甘い態度見せたらイケない。もらえるもんはもらおうかっていいますが、120万は決していいでは……。100%っていいますが、2分の1しか入ってこないんですよ。12

0万で何の準備ができるんですか。そんなこと言ってもらうもんはもらうんだと思ってるかと思いますが、少なくとも私は、町長、議会がそろってこの公営企業会計には反対すべきだということを、声を大にして言うべきだということを書いて反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） この24号、24、25、26、大概全部一緒ですけども、真壁議員が言われた、もっともでして、私もこの3議案が、今回は24号ですが、公営企業全適ということは、私は町を挙げて反対すべきだと思っております。

今、半分以上一般会計から入れてこの事業を守っております。これがなくなるということは、私たち町も死活問題になると思いますので、これは反対しますが、今回は、これは公営企業全適じゃなしに、これに向けた準備も含めてだと、会計統合か云々か先されるかと思いますが、もらうもんもらってもそのようにして全適だけは阻止すると。要は甘いもんだけ先食べて、変なのは絶対反対しますよという雰囲気では進むべきじゃないかという、私は担当課の話を聞いてそのように感じましたので、町長は準備すべきだなんて言われたと思いますが、全適の準備じゃないと私は考えております。今後の町のそのような方針、また、担当課が努力されまして、全適は反対だけでも、会計統合云々で譲歩できることはしてでも、町民に負担がかからないような対策を今後続けてもらえると期待して賛成いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第24号、令和2年度南部町農業集落排水事業特別会計予算を採決いたします。
賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第26 議案第25号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第26、議案第25号、令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第25号、令和2

年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対御意見がありました。先ほどの議案第24号と同様ということであり。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。議案第25号、令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算、反対の立場から討論させていただきます。

先ほども述べましたが、今回この会計においては公営企業会計適用債、これが入っています。理由も先ほど述べましたとおり、今回これは明らかに公営企業会計化の、それも準備段階のものであります。

今回、公営企業会計化に反対する立場から、今回この会計に対しても反対とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。議案第25号、令和2年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算に賛成するものです。

先ほどの意見もありましたけれども、公営企業会計全適ではなく一部適用というふうに今、町は向ってるといふふうに聞いております。今回、120万のうち、農集から50万、公共から50万、そして浄化槽から20万というものを、この起債を借り入れて計画を立てていくというものでございます。

また、総務省の示したものをちょっと見ますと、この下水道事業、浄化槽、農集と3つの特会があるんですけれども、この特別会計を1つにまとめていくというもう一つの方法というふうに示しています。

真壁議員も言われましたが、今ここで公営企業が成り立つ、一般会計を出さないで、一般会計からの繰り入れをしないで成り立つということにはならないと思います。当分の間というわけでもないですけども、その繰り出しについても全否定をしているわけではありません。

公営企業化というところに、やはり町としてどういうふうになるのかという議論、研究、また、資産の関係もありますので、先ほどと同じことになりますが、こういうことはこの予算を進めていく上で必要なことではないかと思います。以上、賛成討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 恐らく今回の下水道の3つの議案については、この公営企業会計をどうするかということの討論になるんだろうなというふうに思っておりますので、きちっと討論してお互いが理解を深めて、公営企業、国がしようとしてるところに向かってどういう判断するかということをしていかないといけないので、議員の中でもいろいろ意見出し合って、どうすべきかということ考えないといけないということであれば、賛成、反対も含めて大いに議論すべきやというふうに思っています。

私は、先ほど出ました、全適じゃなくて一部適用にするんだというんですけど、一部適用と全適でどう違うんですか。管理者を置いて、いわゆる人の募集も含め、全てをこの公営企業の責任者を持たせ、今の西伯病院ですよ、全適したと。ところが、一部適用のときと全適のときで一般財源の考え方違いましたか。違わないんですよ。

一番は、ここでまだ町長がこの間、当初のときでも、いや、公営企業になるけれども、この会計は大変なので従来どおりどういう形になっても現行続けて、下水料金を住民に負担させることはしたくないというんだったらまだわからんことないんですよ。申しわけないけれども、これやらんといけんという立場で、これをどうするかということについて、このいわゆる財源を一般会計から負担してる分をどうするかということ言ってないんですよ。国は一般財源からお金持ち出すのやめさせようとしてますからね。だから公営企業に向かおうとしているんですよ。なぜかという、住民から、国からの持ち出しも減らせるためなんですよ。ひいていけば、広域化、民営化につなげていくためになりますよね。やっぱりそこをきちんと見とかないといけないと思うので、ここで安易に全適にならないからそういう方法もあるんじゃないかって、これはもう欺瞞にすぎないのではないかなと思うので、いわゆる全適と一部適用では住民負担のあり方が、一般会計の繰り入れはどう変わるのかということですよ。

ちなみに、申し上げておきますが、一般質問で私、町長に、公営企業法の中に一般会計から繰り出したらいけないというのどこにあるかという答えられなかったんですよ。そんなこと書いていませんから。ということは、少なくとも、これは仕方がないと思う議員の皆さんもこれ以上の負担はできないという立場に立たなければ、私は、こういうようなやり方は多大な公共負担増

になるということを肝に銘じてかからんといけんと思います。そのためにはやはり公営企業会計を、このような町の下水道会計にもたらせることにはやっぱ断固として反対を貫くという姿勢を町長みずからが示して、議会もそういう決議など上げていかんといけん。それでもなると思うんですけども、その次にどう来るかということ考えんといけんと思いますので、ちょっと腹をくくって討論しようじゃないですかということで反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第 25 号、令和 2 年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対御意見ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 27 議案第 26 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 27、議案第 26 号、令和 2 年度南部町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 26 号、令和 2 年度南部町公共下水道事業特別会計予算について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成の方、反対の方、御意見がありましたが、さきの 24 号、25 号の下水関係の反対、賛成の理由と同様ということでございました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 1 番、加藤学です。議案第 26 号、令和 2 年度南部町公共下水道事業特別会計予算、これに反対の立場から討論させていただきます。

この下水道関係の問題、当初の予定はこの 3 月議会で、一般質問で取り上げる予定で準備して

きました。理由は、お隣の伯耆町が12月議会から条例を変えて、そしてことしの4月以降、下水道会計を公営企業会計にするんだという動き、公営企業会計に移行するというそういう話があったというものを聞いていたので、多分、南部町でもその動きが出るだろうというふうに考えておりましたので、南部町としてはどうするのか、国の方針は決まっているんだけど、これに対し南部町はどうするのか、これを一般質問で取り上げる予定でおりました。ただ、最終的には決まっていけないことなので、町としては返事ができないのではないかということから、今回一般質問で取り上げるのはやめました。しかしながら、今回、会計の中に公営企業会計適用債、これが出てきたことで、やはり一般質問で取り上げておくべきだったかなと今になっては後悔しております。

以上のことから、今回も3番目のこれに関しても公営企業会計適用債、これが入っていることから反対とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

2番、荊尾芳之君。

○議員（2番 荊尾 芳之君） 2番、荊尾芳之です。議案第26号、令和2年度南部町公共下水道事業特別会計予算に賛成します。

言ってることは今までと変わりません。下水道、この予算は当然に必要な予算と思いますので、まず通さなければなりません。その上でやはり公営企業化というところに、南部町としてこれかどうするのか。繰入金も当分の間は繰り入れができるというような建設課での話もありましたけど、じゃあいつまでどうなるのということも実際わかりません。

令和元年度までに県内で公営企業化ができたのは、米子市さんと江府町さんが公営企業化ができたと聞いてます。それと、伯耆町は先ほど加藤議員が言われたように条例が制定されたというふうに聞いております。

真壁議員が言われること、もっともだと思いますし、決して公共料金、使用料が実際、今、公共下水道の使用料収入は6,625万、繰入金は6,646万というほぼ同額なのが公共下水道会計の中で歳入として手当てしてある状況です。非常に心配するところですが、公営企業会計化について今後この議会でももちろん討論をしていく必要があると思います。町長にもそのことを伺いながらやっていきたいと思います。その上でこの今回の公共下水道特別会計予算は通すべきだと思います。賛成します。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第26号、令和2年度南部町公共下水道事業特別会計予算を採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第 2 8 議案第 2 7 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 8、議案第 2 7 号、令和 2 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 7 号、令和 2 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 2 7 号、令和 2 年度南部町太陽光発電事業特別会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 2 9 議案第 2 8 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2 9、議案第 2 8 号、令和 2 年度南部町水道事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 2 8 号、令和 2

年度南部町水道事業会計予算について審査の結果、賛成多数で可決すべきと決しました。

賛成、反対御意見がありましたので、反対の方の御意見から報告いたします。水道料金値上げにより住民負担増となるため反対。担当課が示した資金残高計算書を見る限りではお金がたまっていく。資金残高から支出すれば値上げをしないこともできたのではないかと。現在の情勢、消費税増税による影響、また、新型コロナウイルスによる影響、国では30兆円の投資とされている情勢の中で、水道料金を値上げすることは避けるべきとして反対する。

賛成の方の御意見ですが、水道事業会計の現状は、過去3年間は約2,000万から2,800万円の赤字が出ており、シミュレーションよりも悪化している。令和2年度においては、水道収益が上がっても予算収支では約200万円の赤字が出るとの予想である。人口減少により有収水量が減る中で水道収益を上げていくことは厳しい状況にあり、町民の皆さんに負担をお願いできないといけないという状況です。町民みんなで守っていくということで賛成します。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。議案第28号、令和2年度南部町水道事業会計予算、これに対して反対の立場から討論させていただきます。

平成29年度の3月議会でも言いましたが、このとき出された条例は、当時高かった西伯の水道料金を引き下げて会見の水道料金と統一すること。そして3年後、つまりことし、当時から見た場合約25%の値上げを一緒に決めるというものでした。3年水道料金を下げて統一すること、これに対して反対しないけれども、3年後に値上げを決めるのではなく、3年後にもう一度検討するべきだ、このことを言ってきました。そして今回も同じことを言いたいと思います。

当時、3年後に25%値上げを決めました。しかし、今回、そのとき決めた時点で、今、一体南部町がどういう状態になっているのか、特に日本がどういったことになっているのか、これは多分、予測ができていなかったのではないのでしょうか。特に今回、コロナウイルスの問題、さらには昨年上がった消費税の問題、これの部分から現在、日本全体の売り上げ、そして家計の出費、これが全部において落ち込んでいます。こういった状態の中で、特に生活に一番直結する水道料金、こういったものを値上げするべきではないと考えます。

以上の理由から、反対の理由とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5番、白川立真君。

○議員（5番 白川 立真君） 賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成29年3月議会の際、執行部サイドは長年の懸案でありました会見地区、西伯地区の水道料金を統一するため、一旦比較的高い西伯地区の料金を会見地区に合わせ、3年後には再び料金を上げることをセットとしたプランを提案いたしました。当時の議会は、思い出しますと大きく揺れに揺れたことを覚えております。3年後の値上げに反対する共産党議員団、町長提案を受け入れた議員たち、そのような中、三鴨議員、長束議員と私の3人は、将来相当厳しい状況に置かれる水道会計を見据え、断腸の思いで会見地区を西伯地区に合わせるというプランで論陣を張りました。

そして、3年経過した今議会、およそ170キロもある水道管路のうち、耐用年数を超えた約40キロを今後20年かけて更新していく計画が説明されました。さらにその財源は毎年5,000万という借金であります。合併時に適正料金を設定していれば、毎年5,000万もの借金をしなくてもよかったかもしれませんが、何も決められず先送りした政治の責任は拭えないものであります。

さて、もうこれ以上先送りすることはできないということを申し上げた上で、蛇口をひねればいつでも安全な水を飲むことができる南部町における水道安全保障の基礎を固めるため、町民の皆さんには一層の御理解をいただきたいと思っております。一般会計から入れろという意見がありますが、仮に10年間繰り出せば何億円の影響が出るのでしょうか。財政バランスを失ったこの町は、次の世代の人々に暗い影を落とすことははっきりしています。もしそのようなことになれば、子供たちが集う小学校や中学校の前を私は恥ずかしくて歩けません。今さえよければ、それでいいならという無責任なことは、責任ある議会ではできないのであります。

重ねて言いますが、私たち一人一人がしっかり町民、皆さんに説明し、御理解をいただくよう努力しなければいけないということを申し添えて討論といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、今回の水道事業会計に反対をいたします。

前回までは御存じのように水道料金を統一して低いほうに下げてきたということについては、私たちの従来からの主張が一定取り入れていただいたということで賛成をしてきましたが、今回

の反対する大きな理由は水道料金の値上げです。

つくづく先ほどの白川議員とか委員会の話を聞いてて思いましたのは、3年前に3年後の水道料金の引き上げを決めたことの弊害はやっぱり大きいと思いました。一つには上水の問題もありますが、やはり執行部も議会も条例を守る立場に立って、保守的な立場に立って、検討するとか数字がどうなってるかということの論議がなかなかできなかったというのがやっぱり一番の問題じゃなかったと思うんです。町長も聞いてらっしゃる、教訓はやはり何年先に上げようとかそういうことを決めたらいけないともうつくづく感じました。やはりそのときの執行部の責任者とそのときの議会が責任を持って現状分析をして、これまで到達点どうなのかということをやらなければ、こんな棚上げ状態続けた段階で、論議がもう客観的じゃないんですよ、主観的。もう後に負債を抱えていいのかとか、先ほど言ったように今がよければいいのかというような論議でもう進められるというのは、これはやっぱり住民にとって非常に私は不幸なことじゃないかなと思いました。

もう一つには、論議がちゃんとできない中には、公営企業会計の難しさがあったんですよ。従来、公営企業には収益的収支、それから資本的収支、この2つは明らかになるんです。ところが、一番、この2つというのは単年度で切られちゃうんですよ。赤字が出ようが何しようが切られちゃって、ほな実際、水道会計どうなのかというところへなかなか踏み込んでいけないんですよ。それで、今回は3つ目の財布と言われている、いわゆる資金的計算書ですよ。ずっと長年にわたって減価償却も含めた資金の流れはどうなっているのかというの、これは例えば貸借対照表とか、それ出てるというので議員はなかなか理解できない。キャッシュフローもできたけども、一体ほな減価償却をして基金が幾ら残ってるのかということも一々聞かなくてはわからないという状況の中で、非常に執行部のほうから財政的に大変だ大変だといったら、そうかそうかと乗っちゃうわけなんですよ。

今回、最終日ですね、求めて出してもらったのがA3判の資本的収支の計算書と資金残高計算書って出てきました。願わくは議員が再協議をするにはこの上にやっぱり収益的収支を書いといてくれたほうが、純利益がどこから来て、それをどこに含めて最終的にどうなったかというのがよくほかの議員もわかったので、それがありがたかったかなと思うんですけども、町長も見られていると思いますが、平成29年度だかな、上げたというんですけども、そのとき下げて、同時に1億幾らか入れたわけですよ。収益的収支で2,000万の赤字で予想以上にあったというのはもうごく当たり前の話で、1億円入れたのは、資本的収支の中に入れたわけですよ。だから中を見ようと思ったら、資金がどうなっているのかって見ないといけないわけですよ。それが

執行部のほうから出てきたのは、2020年度ですね、一番下のところ言います。資金の勘定留保資金は、2020年度で2億5,230万6,000円という数字が出てるんですよ。これはほかの議員も指摘しましたが、これを全部金があると思ったらいけんよという指摘があったんで、当然です。ここにも書いてあるんですよ。2020年で2億5,230万6,000円あるけれども、これが全部残ったらいけないよ。なぜかという、その上に繰越利益剰余金が三角の1億8,679万8,000円というのあるんですね。これを言ってるわけでしょ。これを確認してから言えというふうに言われたから言ってるんですけども、これがあるから全部内部留保が2億幾らあると思ったらいけんよということ言ってるわけなん、皆さんそう言いたいわけでしょう、私に対して。（「うん」と呼ぶ者あり）私はそういうこと言ってん違う、一番下を見てくれという、そう担当課が言ったでしょう。2020年で内部留保資金が2億5,200万ある。繰越利益の剰余金が三角の1億8,000万あるんだけども、残った結果どうかといったら6,550万8,000円残るとい計算になってるわけですよ。（サイレン吹鳴）

○議長（秦 伊知郎君） 中断してください。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開してください。

○議員（13番 真壁 容子君） 済みません。恐らく議員の皆さん目を通してくださってると思うので、本当はこれ委員会でもっと審査しないといけない内容だというふうに思いますが、内容は、皆さんが言いたいのは、このいわゆるキャッシュフロー、資金残高が6,550万ぐらいごときで危ないんだよと言いたいわけですよ。それ言いたいわけでしょ。ずっと見ていってくださいよ、それずっと、どうなるか。最後まで見てくださいよ、どうなっていますか。これを見ようと思ったら、確かに今は大変かもしれない。一旦引き下げましたからね、1億入れたんだけども。起債残高の計算表、一番下にある、見てくださいよ。起債がどうなっていくか。

それと同時に見ないといけないのは、多くの議員が経験してると思いますが、毎年5,000万円ものいわゆる建設改良費を10年以上続けて取った水道会計見たことありますか。ないんですよ。今まで金がなかったからしてこなかったんですけども、これを起債で組んでるんです、起債で組んでも最終的に内部留保資金幾らになって、資金残高幾らになるか見てくださいよ。そんなに企業債の残高で返済が多くなっていないでしょう。そういう組み方してるんですよ。これなぜかといったら、一つに大きいのは、統合するときにそれを合併特例債でやったから、その分が

ないことも大きいんですよ。でも、考えてみたら2020年の2億5,230万6,000円の内部留保と、それに比べて現金が6,500万ですが、これが5年後を見たらキャッシュフローの資金が2億1,000万超えてくるんですよ。目標の……。このままでいけば2034年には内部留保資金の分よりいわゆる繰り越しの剰余金がふえてきますからね。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁議員、簡潔に。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。資金のほうが多くなってくるんです、7億円って。そこで、私が見つけたのは、公営企業である南部町の水道会計が何億も内部留保資金を持って、資金を持つようなそういう体質でいいのかという問題です。

考えてみれば、私が一番言いたい2020年度にしても6,500万あるのであれば、こんなに大変な時期に3,200万増えたんですよ。全額だとしてもこれ半分で済むわけですよ、仮に持ち出すことにしたってね。何ら値上げすることないんじゃないかというのは、この表が物語っているとはいませんか。（「違う」と呼ぶ者あり）反論してきてくださいね、ちゃんと数字でね。一つはそれです。

見る限りは、皆さんが言うように将来にツケを残す、どこにツケを残す会計になっていますか。そんなんじゃないんですよ。みんなそれぞれ旧会見の方も西伯の方もそれ相当の水道料金を負担しているんですよ。もうちょっと言えば、会見側のほうがかつての1.5倍から2倍近く負担してきてる、だからこういう水道会計になっているんですよ。収支の会計の中でも大変だと言いながら減価償却1億円出してるじゃないですか。そういう予算が組めてるんですよ。そういう中から見たら、私はこの出されてきた分についてここを審査しながら、第3の財布を見ながら、南部町の長期的な資金残高の公営企業会計がどうなってるかを見た場合、私はそう近々に値上げしなければ成り立たないという水道会計ではないということの一つ言っておきたいと思います。

2つ目には、公営企業会計法でもし値上げするとしても、このように何億もためるような必要があるのかという問題です。御存じのように、頭の中にあると思いますが、これ見たらわかるように建設改良もこの内部留保資金使うんと違うんですよ。起債をするわけでしょう。起債して、10年、20年後に公の負担としてその住民が負担していくわけですよ。地方の自治体の建設改良費とか全て起債するというのはそういうことなんですよ。10年、20年にわたって公平にその時代の者が負担していくというのが本来の考え方だから、まして民間のように、企業のように資本がなかったら金が借りれないから留保資金持っとかんといけんというような問題じゃないんですよ。そこを履き違えないでほしい。住民にとって不幸です。

それと、もう一つ言えば、今度来る下水道の問題のときにこんな論理展開されたらたまったも

んじゃないですよ。そういうことでぜひ考えてほしい。公営企業会計法から見ても、公の会計というのはどれほど資金を持たないといけないかというもんじゃない。そのことをこれは物語っていると私は思うんですよ。

3つ目の話は、情勢判断としての問題です。先ほど加藤議員も言われましたけれども、今回は、私たちはこのコロナのことを想定していなかったんですけども、消費税が10月に導入されて、非常に落ち込むだろうという素人の予想以上に落ち込んでるわけですよ。その上に今回のコロナの問題が出てきています。国中挙げて財政投資をして住民の暮らしや経営を支えようというときに、私は今回賛成した議員も含めて、まだ時間はありますから5月の段階で引き上げるときに、町長判断するとき、条例では決まっているけれども、この時勢を考えたときに、とりわけ業者等の負担が大きいもんですから、今回の値上げは見送ろうということをやむを得ないかと、こういうことを提案して反対いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） これについて賛成の立場からさせていただきます。

今、確かに真壁議員はすごい演説で、たしかそうだと思いますが、ぜひともこれは今のコロナ対策と、また、値上げするべきというところで、これは国のほうも猶予というか、納めるのを猶予するとか云々って話が出ております。また、減額したら交付税措置が出るならばしていただきたいと思いますが、こういうことをやっていただきたいと思います。

今回は、条例に基づきまして7月の料金改定から値上げする今回の水道会計でございますが、今、真壁議員が語る言われました内部留保資金の、こんなにたくさんあるのに云々とありましたが、確かにことし5,000万の起債を借りて円山団地の水道管を直しますね。お金があれば、まだ内部留保資金がたくさんあれば、それ別に借りることないんです。要は、内部留保資金というのは減価償却費をためるって云々ですけども、水道事業の減価償却いったら水道管でしょ、主が。水道管は結構全町に何百キロとありましたが、その資産価値を数字に表したのがこの金だと思いますよ。資産価値、ほんならこれ売って金にしようと思っても、水道管ほじってまたそれ売れますか。無理だから収支決算赤になるので、お金があれば当然5,000万の起債する必要はないんですよ。ないから起債を借りて今回、経営戦略に基づいて、耐用年数が来ている一番厳しい円山団地、東西町または能竹でしたか、そういうところを直したい、10年間かけてこれ直さないけんつって、内部留保資金がたくさんあるじゃないかと、これは資産価値の数字に表した分ですよ。そんな資産価値もうないです。もう耐用年数どんどこんどこ来ちゃって厳しい状態です。だからこの会計は、ほんにこのままでやったらいいだあかという本当に疑問が起きる会計

なんです。そこで少しでも、値上げしてでもこの状態を和らげようと。それで一般会計で真壁議員と私がだんだんエナジーの金を入れろと言ったのはそこなんです。ちょっとでも4条予算等にそういう現金が入ればこれが少し楽になるんじゃないかと、こういうこともあって私はこういうことを言ったんです。だからこれ内部留保資金に惑わされんほうがいいと思う。(発言する者あり) そのように私は思いました、このように言っております。ぜひともこれは、私も素人でございます、この件は。今の雰囲気で見たらそうだと思います。これについての後の賛成討論の方は、私のわからないところをしていただきたいと思います。ぜひともこれに関しては賛成いたします。

○議長(秦 伊知郎君) ほかに討論ありませんか。

[討論なし]

○議長(秦 伊知郎君) これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第28号、令和2年度南部町水道事業会計予算を採決いたします。

賛成、反対ございましたので、起立によって決したいと思います。

委員長の報告に賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(秦 伊知郎君) 起立多数です。よって、本案は、原案どおり可決されました。

日程第30 議案第29号

○議長(秦 伊知郎君) 日程第30、議案第29号、令和2年度南部町病院事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長(三鴨 義文君) 予算決算常任委員長です。議案第29号、令和2年度南部町病院事業会計予算について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。

○議長(秦 伊知郎君) 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(秦 伊知郎君) これで討論は終わります。

これより、議案第29号、令和2年度南部町病院事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 3 1 議案第 3 0 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 1、議案第 3 0 号、令和 2 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 3 0 号、令和 2 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 0 号、令和 2 年度南部町在宅生活支援事業会計予算を採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 3 2 議案第 3 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 2、議案第 3 1 号、南部町まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三嶋義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三嶋 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 3 1 号、南部町

まちづくり計画の変更について審査の結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 1 号、南部町まちづくり計画の変更についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

日程第 3 3 議案第 3 2 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 3、議案第 3 2 号、南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

予算決算常任委員長からの報告を求めます。

予算決算常任委員長、三鴨義文君。

○予算決算常任委員会委員長（三鴨 義文君） 予算決算常任委員長です。議案第 3 2 号、南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議についてを審査いたしました結果、全員一致をもって可決すべきと決しました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 本案につきましては、全議員で構成する予算決算常任委員会に付託いたしましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 2 号、南部箕蚊屋広域連合規約の変更に関する協議についてを採決いたします。

本案は、委員長の報告どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、委員長の報告どおり可決されました。

ここで休憩をとりたいと思います。再開は13時、午後1時からにしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時44分休憩

午後 1時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） それでは、再開したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

日程第34 陳情第1号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第34、陳情第1号、令和2年5月からの水道料金値上げの中止を求める陳情書を議題といたします。

本件につきましては、総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 総務経済常任委員長でございます。陳情第1号、令和2年5月からの水道料金値上げの中止を求める陳情書について、委員会で審議しましたので報告をさせていただきます。

冒頭、水道料金の値上げの中止を求める署名というものがございまして、1,800名の反対署名がございました。その中に、重複並びに記入漏れの方が34名ございまして、差し引き1,766名の方の陳情を承った次第でございます。それに基づきまして陳情書が提出されたものでございまして、それについて審議をさせていただきました。

内容は、賛成2名、反対4名でございまして、不採択ということにいたしました。

内容でございますけれども、値上げの中止を求める陳情につきまして、3年前から主張しているようにもう一度検討する場を設けるべき。24%の値上げをという激変緩和に値することを3年前に決めてそのまま通すべきでない。消費税増税により負担がふえ、日本のGDPも落ち込んでいる。さらには新型コロナウイルス問題で経済は縮小している。このような状況の中、ライフラインとも言える水道料金を値上げするべきではないという趣旨のものでございます。

反対の理由でございますけれども、水道会計の現状は過去3カ年、毎年赤字となっている。水道料金を値上げした令和2年度の当初予算においても、わずかに赤字を生ずるような状況である。将来にツケ回しをしないためにも水道料金の経営上、料金値上げはいたし方なく、町民の皆様に

丁寧に説明し、理解をいただいでいく必要があるということが否の理由でございました。以上、委員会の報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 真壁です。総務経済常任委員長に質問いたします。

この令和2年5月からの水道料金値上げの中止を求める陳情が総務経済常任委員会に付託され、審査されています。私も傍聴させてもらっていたのですが、2点についてお伺いさせてください。

この陳情を採択する際に、議員の中から2月14日付で出た南部町水道料金を考える会代表の方からの陳情内容について意見が出ていました。その内容は、この陳情の趣旨に使われていた12月議会の陶山町長の発言等が恣意的に都合のいいように利用されているという内容でした。聞いていた率直な感想としては、捉え方がいろいろあるにしても、陳情者の趣旨を酌みながら採択を決めていく中で、そういう意見というのは、私は議会として非常に陳情者に対する失礼な意見だなというふうに思ったんですけども、委員会ではその点をどのように感じておられるでしょうか。陳情を採択とか、陳情を審査しているときの議会並びは議員としての姿勢の問題ではないかなというふうに思うのですが、その点についてどのように、そういうこと出た意見と、その出た意見に対して委員長はどのようにお考えだったのでしょうかというのが1点です。

2点目は、私もこの水道料金の値上げの中止を求める署名等にも、活動にも参加させてもらっていました。今回、3年前と違っての、多くの方々が例えば自分だけの名前であったりとか近所の人だけであったりしたんですけども、たくさんの方々が回られて署名が集まってきました。中には、回ったら、こういう署名をしてくださって本当にありがたいと、自分たちは暮らしを守るためになすすべがないということを言われて、とってる方が身につまされたわという意見なんかも返ってきていました。その中で、集めた私たち含め多くの方々が住民の本当の声というのをつかんできたように思うわけです。

その中で、特に聞かれたのが、状況説明するときに3年間は引き下げられましたと。引き下げたのが、一般会計からのお金入れたんですよということも説明していくわけですね。そのときに、そしたらそれ続けてくれたらいいのに、今回その一般会計からのお金やめるということは、今まで入れよった一般会計何に使うんですかと言われてたんですよ。町はそれどう考えてるんですかと言われてたんですけども、委員会ではそのような中身についての審査がなかったように思うんですけども、審査された委員長にしか聞きようがございませんので、委員長とすればそのような声をどのようにお受けとめでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 総務経済常任委員長です。先ほど2点のお話をいただきました。

先ほども傍聴者の方からの御意見ということで、後から私のほうにもお話をいただいたところでございますけれども、提案者のほうからも、今言われた委員の発言についてはほぼ間違いのないと思っているという話もございました。ですから、ちょっと私はそこまでを細かくは見ておりませんでしたけれども、そういう会が終わってからそういう発言があったことに対して大変御迷惑をかけたなというように思っているところでございます。ただ、審議の内容につきましては、慎重審議にさせていただいたところでございまして、軽んじているわけではございませんので、それを御了解いただきたいと思うわけでございます。

それから、先ほども、今まで3カ年の中で1億1,000万を当初に29年度ですか、入れてそれを今度はまた3年後にも入れるべきじゃないかというお話ではないかなと思うわけでございますけれども、委員会の中では実際に、水道会計のその現状は過去3年間、令和元年度も含めて毎年1,400万から2,800万の赤字、給水収益に対して営業赤字を考えるとずっと赤字だと。ですから、まして今回の24%を上げた令和2年度当初予算も約200万の赤字というようになって積算すると。このような状況にあっても、令和2年度から老朽化した水道管の布設替えを、毎年5,000万を投じて町が起債を起し、改修工事を計画しているというようなことで、そういう面からしても水道料金の値上げがやむを得ないじゃないかという御意見もございました。

それから、先ほどの一般会計からまだ出せばいいじゃないかという話がありましたけれども、大体、水道料金が今後ふえていく要素はないんじゃないか、それは人口も減っており、洗濯機にしても風呂にしても水の使用量がふえることはないの、なかなか今後は苦しくなる。というのは、先ほども反対の意見はありました。真壁議員のほうからもそのようなことは考えておられるかと思うんですけれども、現在、水道会計そのものが事業会計でございまして、その中で一般会計を繰り入れずに対応していくというようなことで現在経営をして、今後ともできるだけ収支バランスをとりながらやっていくという状況になっておりますので、確かに前回はイレギュラーと申しますか、それは統合のために3カ年前にそういうものを投資したものでございまして、今回は一斉にその値上げという捉え方の中からは、そういう一般会計からの繰り入れというのは、全額は難しいのではないかと考えている次第でございまして。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 最終日ですから、委員会に付託しましたから委員長にしか聞けな

くて、それに対しては委員長に御足労かけると言うんですけども、ちょっと質問させてください。

先ほどの第1点目に上げた陳情の趣旨の内容について、これは恣意的だといって出た意見等について、議会としてあるべき姿は、意見の違いは尊重しないとイケないし、意見の違いがあるから討論したりとか陳情出てきたりするわけですけども、例えば中身が事実と違っていたりとか、個人を誹謗中傷するものであったりとか、そういうものについては委員会等でもこの文書おかしいんじゃないかというようなことはあり得ると思うんですけども、やはり住民から出てくる意見についてはさまざまな考え方がある中で、それが取り立てて間違いではない限りは恣意的だというふうに決めつけた議員の発言というのは、私は議会や議員にとってふさわしくないと思いますので、お互いに努力していかないといけないと思いますが、特に傍聴者もおられました。傍聴者からも厳しいそういう意見が出ておりましたので、その点は誰が言ったかどうのこうのもありますけれども、議会として気をつけなくてはイケないことではないかということに非常に感じておりますので、お互い注意していかないといけないのではないかなというふうに思っていますが、お互いそういう考え方が共有できるでしょうかという点が1点。

それと、次の2点目、何に使うのかというのはわかりました。

この審査をなさったのは今週の月曜日でしたっけ、ですね。そうですね、月曜日でした。それで、決をとるきのう、火曜日にこの建設課からの説明資料が出てきたわけですよ。この中で、ほとんどの議員、私も含めてですけども、初めて資金残高の計算書が、現時点で今回の24%の引上げ、そして約5,000万近い10年間の出資していく中で、資金がどうなるかということのを初めて見たわけですよ。委員会の中ではこれが間に合わなかったという点もあるんですけども、そこで非常に委員長にだけ負担かけて申しわけないんですけども、委員長はあの論議の後、この文書を見られて、特に資金残高計算書の内部留保資金は、委員長がおっしゃるように全て現金ではないですよということを仮にとったとしても、下の資金残高というのは明確に出てるわけですね。資金残高が2021年から2034年には7億1,300万も上がってくるという内容。それは下見たら、起債残高の影響もあると思うんですね。それを見られて、多くの賛成する皆さん、この陳情に反対する皆さんがこの財源の厳しい中で値上げせざるを得ないといった意見をこの表見て、委員長は今どんなふうにお考えになられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 総務経済常任委員長です。先ほど2点のお話をいただきました。

その中には繰り返しの話もありまして、委員会の中で特に陳情書についての文言について、委

員の中から一部不適切な話があったということでございますけれども、なかなかその辺のところを皆さんで共有できなかったところもございますので、これからの委員会等につきましても、発言については厳しくしていきたいというように思っておるところでございます。

それから、2番目の内部留保資金の話がございました。これは資本的支出といまして、これは新しい建物、あるいは新しい管を埋設するときに、例えば1億のお金を投資する。そうすると単年度でそのものを工事をするときに、本来ならば単年度経費ということでなると莫大な赤字がそこで発生する。そういうときに資本的支出ということで、資産という捉え方の中で計上するものでございます。ですから、これには起債償還も含め、そして町からの補助金を得て総額で運営していくものでございまして、実際にはその当時、例えばことし1億のものを工事をすることになると、1億円の企業債と町からの補助金なりを含めたものが資本的収入の中に入ってくるということで、次の年から減価償却部分ということでその資本的支出の中から留保資金が、減価償却部分が収益的収入のほうは引きますし、それから資本的支出が同じような格好で支出していく、そういう中で少し減ってはいくんです。

ところが、管を埋設したり新たなものをつくると、またそこで企業債をかえていく、そうするとどうしてもまた資金が要って多くのものを、金を借りるということになる、内部留保資金というものが逆にはふえてくるというのが今の経営システムでございます。ですから、膨れ上がるのは、工事をすればするほど工事費が高くなると同時に減価償却、そして起債償還というものが上がってきますから、内部留保資金というのがふえていくというのが私は考えておるところで、実際にはお金があるわけではなくて、資産価値のものであるというのが私の見解ではございます。そういう状況の中で大変厳しい水道会計だと私は思っているところでございます。

先ほども水道会計の話が、中で十分今の内部留保資金があるから、それは大丈夫だないかという話がありますが、それは数字上のものでございまして、実際には現金がそんなに何億もあるものではございませんので、そういう面では補助金を入れたり、それから先ほど言いなる企業債の入れた残額が、そこから内部留保資金という捉え方になっていくということで御理解をいただきたいというように私は思っているところでございます。

以上、御説明を御理解いただけないかもしれませんが、私の考え方はそのような格好でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長、今後の陳情書の中での意見、議員の姿勢についてはわかりました。共有したいと思います。

2つ目の内部留保資金の件ですけれども、恐らくここで私が委員長に質疑をしておりますのは、結果として陳情を不採択になったのはなぜかというこの中身で、多くの議員が、これが出るまで内部留保資金はあるけれども、実際はないんだよということを文書をなしにそういうことを展開してきて、論議が進んでいたということがあったと思うんですよ。今も、今回も私、2回討論したんですけれども、言っているのは、私は内部留保資金があるからいいじゃないかと言ってるんですけど、言っているのは、私は内部留保資金があるからいいじゃないかと言ってるのと違うんですよ。その下のところを見てくれて言っているんですよ。ここは、担当課がちゃんとつくった文書には、内部留保資金はあるけれども、その上ですね、その上の、これ小さい字ですよ、小さい字やから皆さん見えないのかな、もしかしたら。利益剰余金の繰越利益剰余金が三角になっているんですよ、1億8,000万ね。このことを言って。だから、そういう意味でいえば、町のどんな事業でも、架空のお金だけこれ記してというけど、きちんとキャッシュフローも出てくるから、どんだけ金が残ってるかというの出ているわけでしょう。それが一番下だということ説明されたじゃないですか、委員会で。そうじゃなかったですか。そのことを私は言ってるわけなんです。その内部留保資金は全部あるので、それは、私はそれももう百歩譲ったら、公営企業法であり得ることやと思ってるんですよ、資金は要りませんからね。資金で金借りるん違うんですよ、起債で借りますから。そこをちゃんと見ていかないと、今度論議になりませんよね。そこはどうなんでしょうということ。委員長にばかりお聞きして申しわけないんですけどね。やはり執行部から出された資料等もしっかりと私たちが読み取れるように公営企業会計の勉強して、実際どうなのかってつかんでいかにいけんと思うんですけども、申しわけないですがほかの議員も同じことを思ってると思いますので、私が言っているのは、この資金残高のところに書いてあります。利益剰余金プラス内部留保資金ですよと書いてあるこの金額については、どなたかの議員も本会議で質問していましたキャッシュフローの残高のところですかって言ったときに、若干お金が違って、流動しますからね。そのこと言ってるんじゃないですか言って、その資金残高の一番最後のところを見て、それをずっと見ていたときに、下の起債償還や、上に出ていませんが、減価償却から見たらこれだけのお金が残ってきますよって書いてあるのではないですか言ってらるんですけども、そのことについての理解はどうなんですか、委員長。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 先ほど御質問いただきました。ただ、委員会の中ではこのキャッシュフローについての話はございませんでした。それは先ほどもありましたように委員会が終わった終了後の話でございまして、この説明は日にちがずれたところでございます。

が、ただ、大方の議員の総務のメンバーの中では、本来は使用料で全部賄おうというものであるが、繰り出し基準内の金額や災害などのイレギュラーなどでやむを得ない場合は出資金というのがあるんですが、修繕料なり経常経費で見るので無尽蔵に一般財源をできないということでの話もございました。そういう状況の中で、委員会のほうでは水道会計の今後の様子を見ながら値上げはやむを得ないじゃないかということで判断を下した次第でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

委員長報告は不採択でしたので、その辺をよろしく願います。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1 番、加藤学君。

○議員（1 番 加藤 学君） 1 番、加藤学です。今回の令和 2 年 5 月からの水道料金値上げの中止を求める陳情書、これは採択するべきだったというふうな意見を言わせていただきます。

前回、平成 2 9 年度 3 月議会では、会見地区から 8 0 0 の署名を集めました。そして、今回はその数が 1, 0 0 0 名に伸びております。会見地区において、水道料金値上げは絶対するべきではない、これが大多数です。今回出されている陳情書、これは採択するべきであった、そういうふうに思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

3 番、滝山君。

○議員（3 番 滝山 克己君） 3 番、滝山です。私は、委員長報告に賛成の立場で討論します。

令和 2 年の予算の項目でも出たんですけども、今問題となっておりますのは計画的な事業が遂行できていないということでございます。何もないときには何もなくて、毎日が終わっているわけでございますけども、一たび何かあると毎日のように断水が起こるといような状況も起きております。また、地震等の災害のときには、古い給水、排水管ですと確実に壊れます。年々少しずつですけども、耐震設計、強度のあるものに入れかえてきておるわけですけども、場所によっては全くそれがなされてない場所もあります。集落全体が弱いところもあるようでございますので、私といたしましてはアンケートが来て上げたほうがいいか、上げんほうがいいかと言われたら、それは上がらんほうがいいわけですけども、どうしようもないところもあるというふうに考えます。今から始めて 1 0 年かかるのか 1 5 年かかるのかわかりませんが、次世代に残すべ

き宿題ではない、じゃないかなというふうに考えて、反対をした次第でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

委員長報告に反対ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾でございます。この陳情です。令和2年5月からの水道料金値上げの中止を求める陳情でございます。私はぜひこれやっぱり採択すべきというぐあいに考えております。

理由は何かといいますと、一つは一般会計の中で申し上げましたけども、今、皆さんの生活の多くの方です、全員とは言いませんが、多くの方は非常に家計に苦しんでおられます。一つは何かといいますと、収入が減ったこと、収入が上がらないこと、そして消費税が10%になったこと、負担がふえたこと、このことがあります。

そしてもう一つは、ここ数日というか最近、新型コロナウイルスですね、これで大変な状況です、皆さん。これがいつまで続くかわからないというような大変な不安の中、そういう状況の中、ぜひ負担をふやすべきでないというぐあいに考えております。

実は私も水道会計というのは大変苦しいということ、決算書見ました。ところが、先ほどの真壁議員からもあったですけど、昨日原課の方から資料が出されました。その前になるんですけど、私、議会に入りましたから、内部留保金というのはいつも最初記載がないんですよ。病院会計でもほかの赤字のところどうするんですかという、企業会計のところ聞くと、いや、内部留保金で補填しとるが、だけどおかしいな、上がってないの何でだろうかな思ってずっと不安でございました。これが昨日出された中で内部留保金が載っておりますが、その後に資金残高というものが載ってるんですね。これは裏返せば、このお金はやっぱりあるんだということなんだ。そうしますと、これなら、値上げは確かに3年前に条例で決めました。決めたんだけど、しかし、今の町民の生活状況から見れば、条例をやめろと、やめてしまえとは言いません。何年か後にはまた経済状況も変わると思うんで、これだけの負担も結構なこともあるかなという状況もあると思いますが、しかし、今のこの状況なら条例の履行をやっぱり猶予すべきでないかということを持っております。ですから、今の町民の生活を支えるためには、町の一般財源の中からも賄うべきであるし、また、資産残高あるんだから、その中でも工夫をしてこの陳情にはぜひ応えるべきだということを主張します。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論ありますか。

6番、三鴨義文君。

賛成ですね。

○議員（6番 三嶋 義文君） 賛成です。委員長報告に賛成の立場です。

私も今回、3年前の料金統一と3年後の料金改定の2本立てセットの提案のことを思い出しました。私はやっぱり3年後のことを今決める必要はないということで反対でしたし、料金統一についても私の頭の中には最低に合わせるというような感覚はありませんで、これだけ厳しいのにどうやって近づけて会計を維持していくかということばかりありまして、こういうプランはなかったものでびっくりしましたけれども、ただそれも反対の意見でした。といいますのは、会見地区の料金にただ下げるということは、そこに1億1,500万の財源を投入するということは、西伯地区の人は大きなメリットがありましようけれども、会見地区の皆さんには全くメリットがない財源の使い方だというふうに思いまして、やっぱりその安定経営のための目標値とするところに両方が歩み寄って、それで1億1,500万を有効に、公平にメリットが生まれるような使い方が正しいんじゃないかということで、最低限に合わせるということは反対をしていたのを思い出しました。

ですが、3年後今日に至りまして、やっぱり現状見ますと、3年後の試算をされておった料金収入よりもさらに幾らだったですかね、1,800万だったですかね、計画しとったものよりもっと減ってきたと、収益減ったというようなことが報告がありましたので、これをどうするかということは、やっぱりさらに厳しくなったのかということで再考するわけでありましてけれども、もう一つには、現状予定よりも厳しくなったということと、令和2年度の単年度の損益勘定見ますと、やっぱりマイナスでして、204万円の赤字というものが出ております。単年で見てもこういった厳しいものであるから、やむを得んのかなという気持ちにもなっております。

それから、先ほど来、建設課から提示していただきました、建設改良の年次計画に基づく試算表が配られました。2034年までおおむね15年間あると思います、これから。出されました。しきりに資金残高がどうこうということをおっしゃられますが、私、この表、余り信用しておりませんで、聞きますれば、コンサルさんのほうが現在の状況見て15年後を予測した表だというふうに聞きましたので、コンサルさんの頭の中ではこういうことだろうというふうに考えられたかもしれませんが、一番重要なことは、私、気になります重要なことは、企業債の借り入れ予定が4,990万円、これが15年間同じ金額で、これは老朽管の布設がえのために毎年5,000万借りる、工事するための起債だと思っておりますが、15年間これしか載ってないわけです。そういうことはあり得ない。ましてや償還額がどんどん減っている、そういう試算表なわけです。管路更新しかせずに15年間いけるのでしょうか。もっと具体的に私、心配しておりますのは、

ほかの建設工事があると思います。例えていえば城山の配水池、タンクなんか、この間更新しました田住のタンクと同じ時期につくられていますから、もう既に耐用年数は過ぎていると思います。これも早急にどうされるのか、投資をしてつくりかえるのかということが起きてくると思う。

それから、この間田住の水源調査されましたけども、新たな水源、会見の水源は地震で水が濁るということで、水量確保のためにもう一つ水源欲しいということで調査されたと聞いています。それができれば、今度はまたポンプ施設も必要になってきますし、次にじゃあ、浄水場であったり今あるタンク、東西町にもあります。次々そういった施設の投資も始まってくるのに、何でこうって老朽管の更新だけの5,000万で済むんでしょうか。どんどん起債は起きてくるし、償還額も上がってくるのに、こういう単純な計算はちょっと私には信用しかねますので、こういう計画を見て、安心して金があるんじゃないかということはいかななものかなと思っています。

それと、最低のことですけど、公営企業法で言うておりますように、利用者の方の水道料金を収入として現状維持する維持管理費、電力ですとかそういったものを維持するだけのものは水道料金で賄うのが合理的な料金体系だということがありますから、今ですらマイナスですから、値上げをしてでもマイナスですから、最低限そこはクリアしていかないけんというふうに思っておりますので、署名された皆さん方には申しわけないんですが、やっぱりその辺を理解いただいて今いる私たちがもう少し頑張らなくて汗をかいて今回の値上げには応じていかなければならないのかなというふうに思っておりますので、この陳情については反対をさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに討論はありませんか。

委員長報告に反対ですね。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 委員長報告に反対で、この陳情を採択すべきだという意見です。

先ほど水道会計並びに以前にも水道事業なさってた三鴨議員のほうからも意見がありました。その中の内容は、この出された計算表の中で、企業債の立て方が非常に少ないのではないかという意見出たんですよね、15年間5,000万が。それで、管路だけでどうしてやっていけるのかというの、私も同じ、それは管路だけではいけないという同じ意見です。なぜならば、執行部から提案されてきた水道施設更新計画を見たら、年間の5,000万では到底足りないんだということを言ってるわけですよね。これ皆さん読まれたと思いますが、足りなくて、これもコンサル等に出したんだけど、見たらこの倍以上のお金かけても足りないんだよと。ところが、そうはいかないので、町とすればそれ以上もっとえらいので、当面年間5,000万、距離にした

ら1.5キロぐらいの管路を直すような規模の計画して15年間やりたいという金額つくって来たわけですね。

それともう一つ、同時に水道事業の繰入金一覧表というのも出してもらって、今までどういう事業してきてあるのかというんですけれども、例えば平成24年から25年、26年にかけて4年間ですか、水道統合事業等やって、年間2億円ないしは1億円等の一般財源からの繰り入れを入れて水道事業をやっているわけですよ。そのときに見たときに、町が1年間で5,000万を超えて、たんたんたんたん建設改良というのはあんまり見受けられなかった。例えばこれ見ても、26年から見ても建設改良、2016年度は331万、17年度は2,000万、2018年度も2,000万、次飛んで20年から4900万というので、15年ってこれはかなり大きな規模の工事になるわけですよ。これを仮に4,900万、1億にしたところで、私は、下見たらまたみんな怒るかもわかりませんが、見たら内部留保資金と企業債の発行額が仮に変わったとしたって黒字でおれるという数字なんですよ、この数字は。それぐらいのこと見込んでる数字なんです。

それで、おっしゃるように赤字にせえと言っているわけではありません。住民の暮らしが高度経済成長時で公共料金の負担増もいいというときについていえば、ある程度の負担もあり得ると思うし、水道会計は下水道と違って一般会計、それほど負担しなくても成り立つ分ですから、若干二十何億に対して3,000万ちょっと入れたらいくような財政なんですから、もしかしたら値上げということも考えられないこともないかもしれませんが、そこを言ってるんです。今、住民の暮らしが大変なときに、あえて署名も上がってきている中で、何らかの工夫をしてしのげないことはない財政なのに、上げる必要はないのではないかという意見なんです。

それと、ましてやこの大変なときに基金まで見込んだような感じで上げるべきではないというのが意見なんです。私はそれは一致するんじゃないかと思うんです。決して建設改良に金使うなどか言ってるわけではありません。十分やっつけていけるのではないかということ言ってるわけです。コンサルだと言いますが、コンサルしか出せん内容だと、今まで皆さんコンサルでやってきたんじゃないんですか、この計算は。もしかしたらコンサルに頼んでるから説明できなかったのかもしれませんが、今後、公営企業会計も下水道になってくるといいうときに、執行部もそうですが、議会も公営企業法とはどういう仕組みでどのようにお金が流れていて、どれぐらい負担増が今の財政ったら住民の暮らしから適切なのかということが、判断が求められる時期が来ると思うんです。私は、すごくいい機会だと思うし、そういう意味でいえば今回の水道会計を今見た段階ではですよ、今回引き上げた24%にしなくても十分成り立つということがここは読

み取れるのではないかと思います。それでも基金が残っていくんです、資金がね。

そういう意味でいえば、民間と違って資金を得るために内部留保資金を持つ必要はないというのが地方自治体ですから、公営企業法のそもそもの趣旨は、住民の福祉の増進です。そういうことを言えば、いろんな立場あろうかとは思いますが、住民の暮らし第一に考えた場合の水道料金は適切なかどうかで考えるときに、意見は一致するのではないかと思います。

それと、もう一つは、長くなってごめんなさい。やはり今回の政治情勢です。仮に、今回上げたこと認められた方も含めて、5月に向けて状況が厳しくなった折は、この引き上げをオリンピックではありませんが、延期することも十分考えられる情勢ではないかと思いますので、そのときに立って議員の皆さんも一緒に考えていただきたいと思ひますし、町についても、引き延ばしも含めて考えるべきだということと一緒に上げてくださることを求めて討論とします。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に賛成ですね。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山です。委員長報告に賛成の立場から討論させていただきます。

まず、新たな料金で編成をされております令和2年度の予算、これの令和2年度末の予想損益計算書並びに貸借対照表も出ておりますが、純損失が約200万という全体の規模からすると、本当は最初から損失を見込んだとなると一般的に予算を立てるときはちょっとまずいかなというふうにも思わんでもないですが、ほぼほぼ均衡がとれた予算となっているなというふうに思ひます。資金の問題、たくさん、今後10年間ぐらいで資金がたまっていくんじゃないとか、令和元年度と同じような料金体系でも維持ができるんじゃないかという御意見もあるわけなんですけれども、いただきました資料の2019年度の資金量を見てみますと、大体6,000万です。この資金の動きは、ほかにも要素はありますが、基本的には利益が上がってこの資金がふえていくというのが一番のもとになっています。そうすると、2019年度の予定損益計算書では約2,000万円の赤字ということになりますので、6,000万円の資金しかないところを、2,000万円の赤字、3年続いたらもう資金は完全になくなってしまいます。そして、これが二十三年ですか、7億円ぐらいまで積み上がるというそういった計算書にはなっていますが、この示された計算書、既に2020年で1,100万円の黒字が発生をして資金量が少しずつふえていく、なおかつ2020年のこの計算書の予定では6,600万円の資金量になるというふうになってるんですが、今回示されましたキャッシュ・フロー計算書での資金量は約4,000万です。既に二千五、六百万の差が出ている、下をくぐっているという状況です。

令和2年と同じ料金体系でずっといけば令和2年だけが赤字200万円だけど、令和3年になったら黒字が500万円になって、4年になったら黒字が1,000万円になるということはとても考えられないことですので、同じような状況が続けば、これも確実、少しずつですが資金量というのは枯渇していく、目減りしていくということになります。そうすると、やっぱり確実に減価償却をしてもお金が残るような、そういった状況で設備投資をかけていくということが少しずつ難しくなっていますし、ましてや今年度、令和元年度と同じような収支構造だったら、全く投資どころか維持もできないといったような、こんな状況です。ですので、これは絶対に新しい予算に賛成していく、なおかつ将来的にもっと厳しい状況になればさらにいろんな対応を考えていくといったような柔軟な姿勢で、とにかく水道という生活にとってはもう最低限必要なインフラをどうやって守っていくのかという観点から考える必要があるんだろうというふうに考えまして、この陳情には反対をいたします。（「議長、賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私、この陳情について、委員長の言われました不採択についての賛成討論させていただきます。

ちょっと続けて賛成をする理由は1つです。総務経済常任委員会で、先ほど質疑であって、3人の方から、町民の方からそういった話があった。どういうふうに委員長に思ったかということで委員長に質疑された私が張本人であります。まずは、なぜそういったことを言ったかということとをまずは町民の方にも知ってもらいたいと思います。

この陳情が、議員として議会に受け取ったとき、陳情の趣旨というのをまずはじっくり読む、そしてどういうことを言われたのかということとを自分なりにそれを理解をして、それに対して審議をしていく、それが議員としての役割、務めだというふうに思います。この内容を見たときに、これは加藤議員の昨年12月のものでしたけれど、私はその会議録をしっかりと確認させていただきました。この書いてあることと若干違うなというふうに思ったので、その提出をされていた3名も傍聴に来ておられました。やはり聞いていただきたかったという思いで言いました。

ただ、それを言ったのは何かというと、この陳情書をもって反対の署名に回っておられないんです。反対の署名は、上げることに反対をします、御賛同くださいという文章なんです。だからこの回ってる署名文章と出された陳情が違うから、私はこの陳情に対してしっかりと出された方々に私の気持ちを聞いてほしかったというのがありまして、そのようにさせていただきました。私は議員として決して失礼なことをしたという気持ちは全くありません。それをもとにさせていただいて討論をさせていただきます。

やはりまずはたくさんの方々の署名、3年前の署名よりはそれ以上の値上げ反対の署名を集められた、この努力というものは多分大変だったと思いますし、その反対の署名を回ろうと思われたこの団体の方々、南部町水道料金を考える会の皆様、そして加藤議員、非常に敬意をまずは表したいなというふうに思います。

ただ、3年前の話をしますと、29年の3月、水道議会と言われるほどの、先ほど水道会計、そして先ほどまでの賛成討論にもあったとおりです。当時、陶山町長は、一般財源1億1,500万の投入に当たっては、根拠となる条例改正で3年後の料金改定を含めた条例の改定が担保になり、一般会計から1億1,500万を出せるというふうに言われたというふうに思っております。

新年度の予算の聞き取り、これはもうる同僚議員の皆さんが言われましたので、それ以上のことは言いません。ただし、1億1,500万、3年間投入して2,000万以上の赤字が出てきてるとするのは事実ですし、令和2年度の予算における収支を見ても約200万の赤字が出ているということは議員全員が確認をしたことではないかなというふうに思います。

現在、南部町の人口は、なんぶ総合戦略の展開によって、子供支援、長寿の寿命化対策、町民の活性化対策、さまざまなものをもって執行部の皆さん、また、なんぶデザイン機構のスタッフなどの御協力によって、自然人口の増減、社会人口の増減というものがふえることはなくても緩やかな減少になっていると思っております。ただ、やはり人口減は進行します。同僚議員も言われました水道の有収水量、減少すればさらに水道使用料金も減少します。もちろん結果として水道経営は悪化するのには目に見えております。そういう中で、今年度から5,000万の起債、南部町が借金をして古くなった水道管をかえていく。本来は1億円ずつでもしないと改修はできないよというふうに調査をした方からはあったけれど、とりあえずは5,000万でできるところ、約10年間ですか、それを20年間でしたっけ、課長。20年間続けていくという英断を町長はされたわけです。

先ほどから会計にお金があるあると言われますけれど、あるならば借金はされないでしょうというのが細田議員の討論の中にあった、そのとおりだというふうに思います。町長のこのたびの所信にありました町民で守る公共料金である水道事業は、水道財政収支の改善を目的として料金改定を行いますということではっきりと明言もされました。また、このときではありませんが、所信表明の文章の中で「今さえよければいい、といった短期的な課題解決では次世代への責任は果たせません。」、この水道会計のところではありませんが、そういったことも言っておられました。

私も含めて水道料金上がらないほうがいい、それは誰が思ってもそうだと思います。もろ手を挙げて上げましょうという人はいないと思います。そういったときだからこそ、議会としてはしっかりと精査をして、そして意見を出し合ってきたこの日がある、この日のために終わったわけではなく、多分説明責任も議員にはついてくるといふふうに思います。そういったことをやはり議員として責任を持ちながら、でも、やっぱり今、町民の皆さんには水道料金上げないと水道会計が破綻をしてしまいますということをしかりと説明をしながら、残された半年を過ごしたいなというふうに思います。そういうことも含めて委員長の不採択の報告に賛成の意見といたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、陳情第1号、令和2年5月からの水道料金値上げの中止を求める陳情書を採決いたします。

委員長報告は不採択でした。原案に対して決をとります。

原案に対して賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告どおり不採択することに決しました。

日程第35 請願第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第35、請願第2号、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願書を議題といたします。

本件について総務経済常任委員長の報告を求めます。

総務経済常任委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 総務経済常任委員長です。請願第2号、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願書について委員会で審査をしました。

審査の結果、意見書提出を求める請願について、賛成の方3名、反対3名ということで、委員長裁決の結果、不採択といたしました。

不採択の理由でございます。まず、夫婦が同姓であることは日本古来の家庭を表しているものであり、大切にすべきであると。選択的夫婦別姓が導入されると、子供の将来に問題が生ずるおそれがある。また、子供にも選択する権利がない。最高裁判所においても合憲という判断が下さ

れていると。

それから、可の理由でございますが、アンケートによると若い方は夫婦別姓に60%くらいは賛成との意見があるため、こういった方々のための条件整備をしてほしい。世界的な流れを見ても一人一人の個人を尊重するという事柄をいえば夫婦別姓は当然である、そういう意見でございました。以上、委員長の報告とします。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） これも選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願を総務経済常任委員会で審査していただきました。

私も傍聴させてもらっていたのですが、一つ委員長にお伺いしたいことは、今回の題名は「選択的夫婦別姓の導入など、」で、夫婦別姓を認めるとか、夫婦別姓がいいのか悪いのかというどっちかに結論出せという内容ではなくて、中身は選択的夫婦別姓。結婚したら2人同じ姓になりたいという人はなったらいいだろうし、別々のほうがいいよという人はいいですよというふうに変えていきましょうという内容だったと思うんですけども、お話を聞いているときに、夫婦別姓、これが通ったらあたかも何か夫婦別姓に全部なるようなというふうに私は聞いてて、この請願は選択的ですよ。選択的夫婦別姓の導入なんですよと思ったんですけども、その辺については、委員長、どうだったんでしょうか。内容を聞いたときに、いや、これはやはりそうですよね、多様性を認めるという点でいえば、自分は夫婦別姓じゃないし、反対だけでも、いろんな意見があるんじゃないかというところになるのかなというふうに聞いてたんですけども、その点については、委員長、どのような声が出てどんなふうに審査なさったとお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 総務経済常任委員長でございます。まず、この説明の趣旨でございますけれども、結婚したときには夫婦はどちらの姓を名乗るか自由となっておりますが、実際には96%が夫の姓を名乗っている。これが慣行ということで、その結果、特に女性の方で姓が変わられるために仕事上の不利益がある、これが現在大きな問題となっているということでございます。また、結婚しても選択制で夫婦別姓を名乗れるようにしてほしい、これが請願の趣旨であるというお話がございました。

民法では、いずれかの姓を名乗らなければならないという規定がありましたので、これがネックですので今回民法改正をとという御意見があつたと思います。日本は、だけというのが大きな問題で、国連は日本に対して是正の勧告をしているから、今回、請願は大きな民法改正を求める

ものだという話が冒頭ございました。

その中で、委員会で審議をさせていただいた中には、子供ができたときにどちらの名前を名乗るのかとか、将来的に両親の名前が違うことでもしかしたら何らかの不利益があるのではないかと、同級生からのいじめとか、あるいは私は、夫婦の自分たちの思いやりはこれから育つ子供たちのことを考えると、やっぱり古来の日本の家庭であるべきではないかということで、夫婦別姓によってその家庭が崩壊しかねないという思いがあるのではないかという御意見もございました。

それから、特に若い世代については、インターネット等で若い人たちの御意見を聞くと、若い人は別姓に60%以上は賛成で高齢者の方は反対というデータがございました。これらの若い人が戸主制度の明治や昭和をつなぐということではなく、こういう方の、言われる方の意見も条件整備として今後考えたほうがいいじゃないかという方もございました。

それから、例えば別姓ですと、結婚された場合、どういう格好になるのかというようなこともまだまだ勉強していかなければいけないというようなお話もございました。

また、現在通称でやっておられる方も生活しておられるので、特別に無理に民法を変えなくてもいいのではないかというようなお話もございました。

委員長裁決で不採択させていただいて、私の個人の意見がそこにはなかったんですが、私は、いろいろ調べてみますと現行での夫婦別姓を選択する際のデメリットというのとメリットというのがあると思いますが、デメリットでは夫婦別姓は法律上まだ認められてないということで、法的にも婚姻関係ではない状態で、事実婚ということを選択するというようなことがございます。

デメリットとしては、公的サービスが現在は受けられない、相続税の控除だとか所得税、配偶者控除、医療費控除など、合算などができない、事実婚には税金関係の権利がないというような問題、あるいは戸籍上は独身ということでございます。ここが民法改正のネックだということではないかなと思うわけでございますが、子供が生まれた場合の父親が空欄になるというような問題、あるいは相続が発生した場合の子供が優先するというような、結局空欄になってるから法定相続人がないということから、そういうような問題があろうということも調べさせていただきました。

それから、メリットとしては、現在、外国の方はそういう格好でされているというようなものもございます。ですから、デメリットもメリットもいろいろございますが、今の風潮では確かに若い人はこの別姓の選択でもいいじゃないかというお話がございますけれども、現在国会にも上程されている状況ではございません。また、地域の、南部町でもなかなかそこまでの地域の意識が醸成してる状況ではないというのが、私個人の考えではございます。

ですから、確かに都会地ではそういうことでいろいろと事実婚での住民票の登録とかいうようなことを認めようという動きはあることは事実でございますけれども、まだまだ戸主制度が根強く残っている南部町とかそういう地方では、なかなかそこはなじまないじゃないかということで、私は委員長裁決で不採択にさせていただいた次第でございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 結果として半々に分かれて、委員長が採択で不採択になったんですよね。私は、委員長には賛成してほしかったなというふうに思っていますが、先ほど言った中で出た意見で、これも委員会質疑やから、委員会されたので委員長に聞くしかないんですけども、仮に女性が結婚したいけれども自分の姓を変えたくないなということについては、それはだめだということ、そういう考え方はだめだということなんですか。自分の姓を変えたくないよという、今、多様性って言ってるじゃないですか。

私、論議聞いてて不思議に思ったのは、あなたの気持ちはわかるけれども、こういうふうにしたって圧倒的な若い人たちが言っているときに、何でそれが聞けないのかなというの不思議だったんですよ。あなたの意見はわかりました。50、60のおじさんや、65のおばさんの意見はわかりました。私たちは選択してこなかったからね。でも、若い人たちが言ってるよというとき、私は当然、そうか、そんなもんかなって、こう思うかなと思ったんですよ。

ところが、どう言ったかといったら、例えば日本古来のあり方が夫婦同姓だったというんですけども、日本古来じゃない、これは明治、だって明治以前は姓がなかったですからね。これは戸主制度で、いわゆる封建的なよその国に出ていくときに、明治政府つくるときに出てきた中で、戸主制度保つためにやったわけでしょう。決して日本古来でも何でもなしに、以前の日本はもっと通い婚とかでしたから、そういう意味ではもう少し名前という点でいえば自由だったんじゃないかと思うんですよ。そこを、今の21世紀の2020年の人権感覚からしたらどうかなと思ったんですよ。また委員長をお責めになるようで申しわけないんですけど、これはあなた方の考え方わかりました。でも、こういうふうに望んでる人がいると数字で出てる以上は認めてええやないかってならなかった根拠って何なんですか。人の意見を聞けないということかなと思って、非常に不思議だったんですよ。どうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務経済常任委員長、仲田司朗君。

○総務経済常任委員会委員長（仲田 司朗君） 総務経済常任委員長です。鋭い指摘をいただいて、私も頭が痛いところでございますが、やっぱり先ほど言いましたように夫婦別姓のメリットとい

うのは、仕事に影響を与えないだとか、個の尊重とか、自己喪失感を感じなくてよいとか、女性の社会進出だとか、両家の家の名に偏らないとか、公的手続が不要になるとか、結婚の報告が不要だとかというようなことがメリットとしてあるという話を聞いておりますけれども、まだ、先ほども委員会の中では、若い人の意見を吸い上げた中でのもう少し柔軟な姿勢が欲しかったという話もありますけれども、今の南部町の状況を見るとまだそこまではいかないのではないかとこのことを考えた中で、委員の皆さん方にも戸主制度というものの維持というような話もございましたものですから、皆さん方の御意見を尊重しながら、あとは可否同数でございましたので私が不採択にさせていただいたということでございますので、御了解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

1番、加藤学君。

委員長報告に反対ですね。

○議員（1番 加藤 学君） 反対です。1番、加藤学です。請願第2号、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願書、これは採択するべきであったという意見を述べさせていただきます。

今回、この請願を出させていただいたときに資料と一緒に配っております。これ世論調査でして、先ほども出てきます若い人の中にどれだけこの選択的夫婦別姓がいいのか悪いのか、こういったことが結局出てくる内容です。この中で、現在の法制度を変える必要はないという意見が大体29%、これ全体の意見です。そして、変えても構わないという意見が42.5%、そして最終的に変えるべきだという方が24%、それでならずと60%の方が平均的にはなります。そしてこれが若い世代になればなるほど間違いなく数はふえています。ただ、この世論調査ですけれども、あくまでも世論調査でして、これは世論調査の中の一部のところでの夫婦別姓の選択という部分が述べられている部分です。

そもそもこの世論調査、平成29年に行われていますけれども、このタイトルは「家族の法制に関する世論調査」というふうになっております。今回、委員会の中で出てきた結婚であるとか、そして結婚することによってできる家族であるとか、そしてそれから、ですから結婚から生じてくるお子さんが一体どういう姓を名乗るのか、こういったものも含めてこれ家族に関する法律、

その中の一環として今回の夫婦別姓選択の問題が出てくるわけです。

要するに、今回出てきております若い方が特に多い、60%以上を占めるという問題ですけれども、これはあくまでも家族を法律で考えた場合、どういうふうに捉えるか、その中で夫婦別姓選択の余地は一体どういう意味を持つのか、それを調べた結果です。委員会の中で特に出てきたのは家族のことに関する意見でしたが、この調査の中にはその家族の部分も含めて、それも含めた上で60%以上の意見があったという事実です。

以上のことから、今回のこの請願については採択すべきであったという意見とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 8番、板井です。私は、先ほど委員長の報告のあった不採択というところで、賛成の意見を討論としてさせていただきます。

この先ほどから出ております選択的夫婦別姓、これ確かに婚姻届を出すときにそれぞれが自分たちで選ぶことができたほうがいいんじゃないかということなんですけど、私、そこが違うんです。

この間、総務委員会があっておりるときに、傍聴に来ておられた3人と一緒にずっと下までおりました。おりた中の会話の中で、選択的なんだよ、する人もしない人もどっちでも2人で決めればいいんだよ、だから賛成したらどうって言われたけど、私はその選択をして夫婦別姓をする人にこのことを言いたい。できればやめてくださいということと言いたいから反対をしたんです。もし私の子供がそういうふうにしたなら、私はこういうふうに注意をして旦那のところの名前にしろって言いたいなど。実際、うちの子は旦那の名前で婚姻届出しています。それは何かというと、先ほど説明にもあった、家族は国の基本である。そして、家族の同じ姓を名乗ることは日本の一体感のある家庭が健全な心を持った子供たちを育てていく。夫婦別姓の導入は選択的とはいえ、先ほど真壁議員も言われました明治以来の夫婦一体となった家族制度、よき伝統を壊してしまう働きがあるのではないかなというふうに私は思います。

夫婦同姓の結婚制度は、私は逆に言えばより進化した結婚制度であると思っています。例えば中国や韓国、これは逆に言えば、法律で結婚しても御主人の名前は戸籍として認めることができないというような制度です。やはり戸籍上夫婦になって一緒になって、そして子供をつくって自分たちの一つのピラミッドができていくわけです。

また、子供が、その自分が別姓になったときにお父さんのほうをとるのかお母さんのほうをと

るのか、生まれたばかりですから自分で決めるということはできません。結局は親がそれを決めてしまう、場合によってはそれによってまた家族が崩壊とは言いませんけど、気持ちが離れていくこともあるのかもしれない。子供が大きくなったときに何でと言われたときに、そういったときに夫婦の仲がもしかしたら悪くなる時もあるのかなという不安も感じます。そういったことを含めて、やはり結婚をすれば父親か母親かどちらかの姓を、夫婦として同姓を名乗るのが一番基本で、これからもそれを続けていただきたいという意味で、委員長の不採択のほうに賛成の立場としての討論とさせていただきます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に反対ですね。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長報告に反対です。私は、ぜひ選択的夫婦別姓の導入、ぜひこれやっぱり採択していただきたいというぐあい、思いです。

世論調査を、執行部席の方は御存じないかもしれませんが、議員はこれ資料としてもらってるわけなんですけど、これ見ますと非常におもしろい結果があります。年代別に分けん場合もやっぱり別姓がいいというのが、固執する今の法律を守らないといけないというのが少ないわけなんです。

今度、年代別見ますと18歳からずっと上がっておりまして、最高は70歳以上となっております。これ見ますと、この表見ますと、あれですね、大体60代から70代ぐらいになると変えることはいけないというのがふえつつあります。これを見ますと、私もそうなんですけども、私らの時代、この時代はどちらかというの家同士が結婚するというようなことがその中の基本的な考えに多くなっておりました。

ところが、今はそうでなくて、個人個人、個人の人の人権というもので結婚しちょう、いわゆる両性の思いで結婚したいということがだんだんふえてきてるのが状況だと思うんです。私の息子も2人ともそれぞれが findings しまして、私がこれでなきゃだめだよとかいいやとかそんなこと言わず、本人が、両性が理解して結婚するんならそれでいいということ。これがやっぱり今の風潮だと思います。若い人たちも自分たちが気に入った人を、結婚したのがいいだないかということからこういう世の中になってる。

あわせて、やっぱり法律では1つにならんと、男性か女性どちらかを届け出るんだということになってるんですけども、しかし、そうではなくてお互いが合意の上で、女性の方を名乗ろう、男性の方を名乗ろうということになって届けていいというのが現状だと思います。ですから、この法的にこういう縛りつけるというか、法的じゃなくて、やっぱり日本も外国のように別姓を当然戸籍の上でも残していく、そのことをやるべきことだというぐあいに思いますので、ぜひこれは

採択すべきだと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 反対の方いらっしゃいませんか。済みません、ぜひ意見言わせてください。

私は、委員会を傍聴してて思ったんですけども、選択的夫婦別姓の導入のところで、請願の趣旨にあった「婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっている」ってありますよね。これは民法上もどちらか選ぶならいいわけですよ。ところが、96%が男性の姓になっている。これが皆さんよく言葉にするいわゆるジェンダーですよ。法律では男女平等がうたわれていても、社会的通年の中で、男性優位とか男女平等でない現状が出ているというのがここに私はあらわれているなと思ったんですよ。そうです。なぜかという、これが結婚するときに仮に社会的な風土が、例えば私の高校時代の恩師がそうだったんですけども、どちらの姓にするかってけんかになっちゃって、じゃんけんで決めて女性の側になったというのあったんですよ。おもしろかったんですけども、これが社会的な風土の中で5割5割だったら、もう圧倒的に日本は世界と同じように夫婦別姓に踏み切ったんですよ。なぜかって男性が我慢できるわけじゃないんです。そうでしょ。それをずっと女性が我慢してきたんですよ。

今のこの21世紀というのは、人権の問題でも言われるようになったんですよ。私は、やっぱり日本の風土の中で、たとえ憲法で両性の合意のみとか男女平等とか言っても、やはり遅れている、ジェンダーフリーじゃないところが女性差別もそうですし、障がい者問題でもそうですし、ひいてみれば部落差別とあらゆる人権のところに出ているなと思うんです。それを努力している一つがこの問題だとも思うんですよ。

そういう意味でいえば、先ほど板井議員が、きょうは板井議員と仲よくしないといけなくて、論議をあれですけど論議することは大事です。板井議員がおっしゃった家族ということは、ひいてつながれば今、ジェンダーフリーとかLGBTの問題いえば、性同一性障害の方々回って、彼らや彼女たちをも夫婦として認めようとする自治体が出てきている中で、多様な夫婦の形態とか家族の形態があるわけです。

二十数年前に大阪教育大の講師の方がプラザ西伯でしたとき、フランスの教育の例をなされたときに、フランスではお父さん、お母さんがそろってるのは10人中4人ぐらいだっておっしゃったんですよ。そのときにお父さん、お母さんを大事にしましょう、父の日、母の日といっても通用しないんだという現状があるというときに、これからは多様な家族形態認めていかななくてはいけないだろう。先ほど言ったように、必ずお父さんとお母さん同じ姓でって言ってたら、離婚

した場合、姓を変えるときどうするのか、離婚はいけないことなのかってなっちゃいますよね。そういう意味でいえば、私たちは時代に縛られたジェネレーションギャップがあるんだけど、それを自己変革していきながら多様な考え方を受け入れる、こういうふうには60代、70代、50代もですか、なっていかなければ南部町も本当に若い人が帰ってきたりか、住みよい世の中にならないのではないかと思うんですよ、板井議員。青年団と一緒にやってる方がそういうこと言ったら悲しいだろうなと思うので……。

○議長（秦 伊知郎君） 簡潔にお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。ちなみに、50代では夫婦別姓認めるほうが多いですよ。私は、委員会での姿勢変えてもいいと思いますので、ぜひ御同意くださいませ。そういう意味では、今回どうなるかと思って興味津々ですので、皆さんぜひともよろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第2号、選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出を求める請願書を採決いたします。

委員長の報告は不採択でありました。原案に対して決をとりたいと思います。

原案に対して採決いたします。原案に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 本案は、委員長の報告どおり不採択することに決まりました。

日程第36 請願第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第36、請願第3号、日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める請願書を議題といたします。

本件につきまして民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、長束博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長束 博信君） 民生教育常任委員長です。請願第3号、日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める請願書について委員会に付託を受けましたので、委員会におきまして審査いたしました結果、賛成少数で不採択となりました。

賛否御意見がございましたので、御紹介をいたします。可の理由でございます。被害者への真摯な回答を、日本は正式な謝罪ができていないというのが世界から見た評価ではないか。今回の請願では、被害者側の意見を中心に捉えて考えなさいということで、日本政府は応じるべき。

否の理由でございます。1990年代から続くこの問題に対して日本政府は真摯に対応し続け

ており、補償金も出している。既に韓国内の問題であり、日本は行うことは行っているような意見でございました。以上、御報告いたします。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。請願の紹介議員は私になっておりますので、委員会の委員長にお聞きします。審査、御苦労さんでございました。

今の中で、私一つあれなんですけども、1990年代から真摯に受けとめておって対応しておったということがあったんですけども、どこら辺を真摯に対応されたという理由は、もう少し深くお聞きしたいんです。というのは、私が疑問に思うのは、本当に真摯にやったんだろうか。戦前のあの悲惨な歴史を本当に振り返られたんだろうかどうかということ不思議に思うのでお聞きします。

○議長（秦 伊知郎君） 民生教育常任委員長、長束博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長束 博信君） 民生教育常任委員長です。1990年代からこの真摯に対応ということの中身で、委員会の中では……。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後2時29分休憩

午後2時29分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○民生教育常任委員会委員長（長束 博信君） 委員会の中でそういう審議といいますか、御意見等はございませんでしたけれど、委員長の意見としましては、歴代総理、それから官房長官ですか、このあたりのほうで謝罪等行ってきております。それから、国同士での補償問題等やってきております。ということで、逆に韓国のほうで政権がかわるとそのたびに御意見といいますか、そのことがほごにされるといったらあれですけど、言い分が変化してきていると。日本は約束したことを履行されておられると、こういうことを委員の中から、1990年代ごろからという御紹介の一つであろうというふうに思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 亀尾です。再度お聞きします、委員長に。ここに請願趣旨が載っておりますね。日本軍は慰安婦問題では云々ということですから文章があるんですが、これに対して委員の中から何かこれに対する考え、あるいは評価というものが出たでしょうか、お聞きし

ます。

○議長（秦 伊知郎君） 民生教育常任委員長、長束博信君。（「報告だけでいいですね」と呼ぶ者あり）

○民生教育常任委員会委員長（長束 博信君） はい。（「報告だけでいいですね」と呼ぶ者あり）はい。民生教育常任委員長です。この中での文面について一々御意見は伺っておりませんが、何が問題か考えるなら、政府が強制的に女子を連行したというような点ではないかとか、こういうような御意見でございました。

もう一つは、法律的に韓国自国の問題ではないか、国際的に決まったことでもあり、自国問題である。こういうような御意見でございました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで質疑は終結いたします。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

まず、委員長報告に反対者の発言を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。請願第3号、日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める請願書、これは採択するべきであったという立場から討論させていただきます。

従軍慰安婦の問題を語る時、日本国内においては歴史的認識の問題が必ず出てきます。従軍慰安婦は日本軍が従軍慰安婦を強制的でこうした、こういう事実はないというものから、実は1,000人単位で存在していた、そういった認識があります。歴史的認識についてはこういったばらつきがあります。ただ、こういった歴史的認識があるにも関わらず、国連は日本に対して現在日本がとっている従軍慰安婦の問題、これには問題がある、このことを常に指摘しています。一体これはなぜそういうことが起こるのか。

これは世界的に見た場合、特に一緒に問題にされるのはドイツの国において置かれたユダヤ人迫害の問題です。ドイツは、国としてこのユダヤ人迫害について絶えず必ずと言っていいぐらい自分のところが悪かった、こういうことを繰り返し行ってきています。ところが、現在、日本はこのことが中断した形になっています。そういった意味があって、現在これは日本国の問題であって、決して韓国の問題である、そういう問題ではない。そういった意味からも、今回この日本軍「慰安婦」の問題、この請願は採択するべきであった、こういうふうな意見とさせていただきます。

ます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

5 番、白川立真君。

○議員（5 番 白川 立真君） 5 番、白川です。この慰安婦というテーマで議論をするのは恐らく初めてだろうと思います。さきの戦争だけでなく、戦争そのものが生む異常性の裏で、多くの女性たちが苦しんだことは事実であります。

先日の委員会で、戦時中、その戦場につくられる慰安所がどのようなものかイメージしてもらうため、当時の軍部が出してはいけない公開不許可としていた数枚の写真を皆さんに見ていただきました。確かに中国を中心に数百の慰安所がつくられ、軍がこれを管理し、軍医が病気を防ぐ目的で女性たちの健診に当たっていたことは私も認めます。多くの女性はさまざまな理由から日本から連れてこられた慰安婦ですが、少なからず朝鮮人慰安婦もいたことは事実であります。しかし、彼女たちを連れてきたのは、そのようなビジネスを行う民間業者があります。政府や軍部が直接指示した資料や証拠はありません。1965年の日韓基本条約は、戦争に苦しんだ彼女たちの償いも含めた上での合意でしたが、なぜか日本からの償いは彼女たちの手元には届きませんでした。

90年代に入って従軍慰安婦というテーマで再浮上してまいります。当時の朝日新聞の記者が「女子挺身隊の名で戦場に連行された慰安婦」と題する記事を書いたことがきっかけでした。後に検証委員会の調査により事実無根のたためであったことを認め、朝日は謝罪いたします。さらに、濟州島での200人に及ぶ女性狩りについてもそのような事実は全くないと濟州島の住民が証言しております。しかし、反日市民団体、挺身隊対策協議会、いわゆる挺隊協は鎮静化するどころか、河野談話などを盾に燃え上がるばかりであり、あげくの果てには少女の像なるものを設置いたしました。

一方、我が国は戦争により多くの人が苦しんだことを捉え、毎年のように痛切な反省と心からのおわびを表明しております。アジア女性基金がつくられた際、非公開になっていますが、彼女たちの前で橋本総理からの手紙が読み上げられました。ソウルのホテルで行われたセレモニーでしたが、心からのおわびが読み上げられる中、彼女たちはハンカチで顔を覆いおえつしていたといます。ある女性は、私は日本を恨んでいない。戦争そのものを恨んでいる。償い金は受け取りますと語っていたといます。また、ある女性は、将来を誓った日本兵と再会するためこっそり靖国を訪れ、白いハットに彼を重ねたと語っております。ところが、この映像は反日団体にとっては許しがたいものであることから、謝罪しない日本からそんな汚い金は受け取るなど世論をあ

おるばかりであります。あの国は悲しみを赤裸々に語る元慰安婦たちの気持ちに寄り添いたいとは考えないのであるでしょうか。当時、借金を理由に連れてこられた女性は多数いたと言われます。彼女たちが言うように、日本からの償いの気持ちを受け取っていただき、その上で両国が手をつないで未来志向で歩むことこそ、あの戦争で犠牲になった方々に報いることになるのではないのでしょうか。これを討論とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。（「議長」と呼ぶ者あり）

12番、亀尾共三君。

委員長報告に反対ですね。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員長報告に反対です。私は、紹介したんですけども、この日本軍の「慰安婦」の問題の真の解決を求める請願ですけども、ぜひこれは採択すべきという考えです。

一番の基本は、今、本町でもそうですけど、人権をやっぱり人間の生きる柱にしてるわけなんです。これは一番大きなのは人権の問題なんですね。私は、いろんなところで見たんですけども、慰安婦というのは各地から50万人を連行したというぐあいに書物にあるんですよ。見ますと、戦時中、日本は日本軍の関与のもとでつくられた慰安婦で、政府は1993年の8月に河野洋平官房長官が発表した談話で、当時の軍の関与のもとに数々の女性の名誉と尊厳を傷つけた問題として指摘しております。

いつからこのような慰安婦というのがつくられたということが書かれておりましたので見ますと、1932年、昭和7年ですね、上海事件で日本兵が中国人女性を強姦事件を起こした。そのため反日感情が高まったために、それを防ぐために九州から慰安婦団を招いたと記録があります。そして、その後、戦力の低下や、あるいは機密の漏えいの防止、そして軍人の慰安のためということで、軍の意向で業者が日本国内でさらに植民地の朝鮮、そして台湾の人たちを連行して仕事があるとだまされて身売りをされたような状況だったと、そういう方が加わったということ。1995年、平成7年、政府主導で民間のアジア女性基金が発足し、国民の寄附をもとに償い金を事業としました。2007年、平成19年、その基金は解散をしました。

参考までに、1965年、昭和40年6月に日韓基本条約、日本は佐藤栄作首相、韓国は朴正熙大統領の間で調印が交わされたんです。そのときの8億ドルが、賠償金という形で出すということで要求があったんですけど、日本政府はこれを拒否して援助金という形で出したということなんです。その後、村山首相もそういうことで談話を発表したわけなんですけども、ところが、最近というかここ近年、安倍首相になってから非常に、そのようなことに対しては一切もう口に

しない、そういう状況が起こっております。それに対してドイツ、ヒトラーのことでああいう戦時中誤り事したことに對しては、ドイツは謝罪をして、そしてあのときのことをまだ根に持つというか、あのことを褒めたたえるのは徹底的に取り締まっていくということをやっているんです。

日本は、先ほど言いました、繰り返しますが、今の安倍首相はそのことについては何にも言わない、そういうような状況であります。韓国の方は、これについては金はもらえばそうなんだけれども、一番は謝ってほしいと、謝罪してほしいと、あのことを悪かったんだということを本当に真から代々の総理大臣、代表者が謝ってほしいということ言っているわけなんです。そういうことをぜひそういうもとからこの請願は採択をすることを求めるものであります。

○議長（秦 伊知郎君） 委員長報告に賛成ですね。

11番、井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 11番、井田でございます。私は、この請願第3号に對して反対の立場で討論をしてみたい。

先ほど委員長が話されたように、この慰安婦問題は1990年代以降に日本と韓国との間で大きな外交問題となって来たようであり、日本はこれに對して、私ちょっと調べてみましたが、本心に真摯に取り組んでおります。1991年12月に元慰安婦が日本政府を提訴し、政府がこれを調査を開始。そして1992年1月、当時の宮澤喜一首相が日韓首脳会談で謝罪し、7月に政府が調査の結果を発表し関与を認め、そして1993年8月に当時の河野洋平官房長官が河野談話で、これは白川議員もちょっとちらっと述べられましたが、おわびと反省を表明しております。

そして、1994年の8月、当時の村山富市首相が村山談話で幅広い国民参加の道を共に探求したいと表明され、これにより1995年7月に日本国民と日本政府の協力のもとで、元慰安婦の方々に対する償いや救済事業等を行う目的として、アジア女性基金が設立されております。日本政府が約48億円拠出し、日本人一般市民から約6億円の募金が寄せられ、償い金や医療・福祉事業を支援しております。そして、支援が提供された際、その当時の橋本龍太郎、小渕恵三、森喜朗、小泉純一郎首相は、自筆署名を付したおわびと反省を表明した手紙をそれぞれ元慰安婦の方々に直接送られ、歴代総理大臣からのおわびの手紙を届けるなど、最大限の努力をされてきました。

さらに、これは岸田さんだと思うんですが、2015年12月の日韓外相会談における合意によって、日韓両政府は慰安婦問題の最終的かつ不可逆的な解決を確認し、この合意の精神に基づき対応することを確認し、2016年8月、日本政府は韓国政府が設立した和解・癒やし財団に

対し、10億円を支出しております。

しかしながら、2016年12月、韓国の市民団体により釜山総領事館に面する歩道に慰安婦像が設置され、2017年5月に文在寅政権が発足し、2018年11月、日韓合意では根本的に解決できないという韓国政府の判断で財団の解散が決定されました。この決定後、日本の河野外務大臣は、たとえ政権が変わったとしても責任を持って実施されるべきものであり、一方的な解散は受けられないと韓国政府に申し入れております。しかし、2019年7月に財団が正式に解散。しかし、日本が拠出した資金のうち5億円以上が残余金とぞんざいしているために、この残余金を韓国国会議長が徴用工問題解決のための積立金に組み入れる試案を披露したが、慰安婦支援団体側の反対でこれを取り下げています。

そういうことでありまして、このような韓国政府は一貫性がなく、以上のようなことを私は総合的に考慮すれば、キャッチボールのボールは韓国側のグローブの中にあると思いき、したがってこの請願に対して反対をいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私もこの請願を採択すべきだという意見です。

先ほど井田議員が歴史的に述べられた自民党政権の歴代首相のあり方というのを聞かせていただきながら、井田議員が委員会で言っておられたキャッチボールは向こうにボールが投げられているんだって言っていることの意味ですね、それが井田議員のおっしゃったこと、2019年にもう解散しちゃって、こちらから投げている、向こうがそういうふうに一方的にしているのであって、それをどうするかということ言ってこないといけないということをおっしゃってるわけですよ。

私、聞いてて思いましたのは、以前の1960年以降の日韓合意以来、再三というんですけども、当時の歴代首相は政権が変わろうとも謝罪すると、真摯におわびするということが河野洋平氏や村山氏の中で出てきたということは受け継がれてきたわけですよ。毎年談話等も出しているというんですけども、どこで変わったかといったら2015年なんですよ。2015年というのは安倍首相のときですよ。そうですね。事は私たちから見たら保守的で、もっと踏み込んでほしいと思う自民党政権ですが、そこでもお隣の韓国に対しては歴史認識として真摯に取り扱おうとして話し合いが進んでたわけなんですよ。

今の決定的にややこしくなってる問題の一つというのは、徴用工問題置いてこの慰安婦問題でいえば、2015年に日韓合意のとき岸田、あれ文科大臣でしたよね。（発言する者あり）外務大臣でしたっけ、行って首相に謝らせますよと言ったんですけども、安倍首相は国会でそん

なことですかと云っちゃったんですよ。そのときに、2年後にできた文在寅政権の大統領は、もうそのことは問いませんから、と安倍政権に対して。そのときに韓国の国民に対しても日本の国民に対しても、もうそのことは問わないから日本政府においては普遍的な国際基準にのって国の責任を果たすよう努力してほしいと。それと先ほど言った被害者に沿った内容で対応してほしいということにしてたわけなんです。その中身ですよ。

そこで私すごく感じるのは、国連がどう言ったかといったら、韓国の味方してるんじゃないくて、日本政府に対しての言い分は、国際的基準として歴史的重要な人権問題にかかわることについての国家的責任をどう考えるかだと、こういうふうに日本政府に投げかけてるわけなんです。皆さんの中には、何回謝らせたら済むんだと言ってるんですけども、これは個人同士が行った問題で罪を償って、仮に刑務所に入ってきて罪を償った方に対して悪かった悪かったと言えど、本人はそうかもしれませんが、孫、子の代まで言うということ私たちの人権感覚としてあり得ませんよね。それとは別に言っているのは、安倍首相、安倍晋三個人に言ってるんじゃないくて、国家責任としてどうあるべきかということ問われてるわけなんです。国家責任としての責任を従来の主張のように安倍首相が果たしていないわけなんです。今。だから問題がややこしくなってるんです。これは質の問題か右翼的な考え方なのか、はたまた問題認識していないのか、首相の中身はわかりませんが、ここに私は韓国と日本の不幸があるんじゃないかなというふうに思っています。一つそれ。

それで、先ほど賛成する議員が出されたドイツのメルケル首相なんかは、もう国際的な基準として、国家の責任者は、過去においた自国の戦争犯罪並びに重大な人権問題については、国家責任者として世界に謝罪をし続けてるんですよ。それはなぜかという、歴史の進歩にかかわるからですよ。二度と同じことを起こさないという国家としての責任を明らかにするというのが21世紀になって国際的な常識になっているからなんです。

もう一つは、観点は、これも私新しいなと思ったのは、1990年代は国家間同士の問題で済んだ問題だったんですよ。ところが、21世紀に入ってきて、人権の世代と言われているときに、仮に国家間で納得していても、個人の人権の救済を国家や民間に訴える権利までは失っていないんだというのが、これが国際的な流れになってきたんですよ。それで、今言っているのは、被害者に対するアプローチ。よく言うやないですか、いじめの問題でも何か起こったときに、差別起こったら皆さん言いません、相手の立場に立って考えようというわけでしょ。相手の立場に立って考える、このことを求めてきているんですよ。だから、安倍首相には直接会って謝罪してほしい、こういうふうに言ってるんですよ。それをなさったらいいと思うんです。それをなさらない

ところに私は今の問題点があるんだなと思うので、決して韓国に投げられたボールではなくて、日本国民として声を発するとすれば、これまでやってきたように、歴代の首相のように今の首相はその責任を果たしていただきたい。これができなければ、私は国際的に責任を果たしてることにはならないと思うんです。そういう意味で、何度も繰り返されてきているのではないかというふうに思うんですよ。

今回の問題の真の解決を求める請願というのは、そういう意味では真摯に取り組んでくれというのは、これは国民ではなくて今の政府、安倍政権に言っていることだというふうに私は理解してるし、そういう意味では当然の内容ではないかと思うので、ぜひとも採択に賛成していただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第3号、日本軍「慰安婦」問題の真の解決を求める請願書を採決いたします。

委員長報告は不採択でありましたので、原案に対して決をとります。

原案に対して賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。よって、本案は、委員長の報告どおり不採択することに決しました。

ここで休憩をとります。再開は3時10分にしますので、よろしくをお願いします。

午後2時55分休憩

.....
午後3時10分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第37 請願第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第37、請願第4号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

本件につきまして民生教育常任委員長の報告を求めます。

民生教育常任委員長、長束博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長束 博信君） 民生教育常任委員長です。請願第4号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める請願書、これについて付託されましたので審査いたしました。

その結果、全員一致で採択すべしと決しております。以上、報告を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

委員長報告に賛成のほか討論はありませんか。

8番、板井隆君。

○議員（8番 板井 隆君） 板井です。

○議長（秦 伊知郎君） まず、委員長報告に反対ですね。

○議員（8番 板井 隆君） 反対です。委員長の報告に対して反対の討論をさせていただきます。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 私語は慎んでください。

○議員（8番 板井 隆君） 1985年に女性差別撤廃条約ということで、これは日本も批准しております。ただ、この選択議定書を批准すると、共産党議員さんから資料をいただきました、日本で個人通報制度が使える。これは個人的に国連のほうにそれを訴えることができるんだということです。その中にあるのが先ほど反対をしました選択的夫婦別姓のこととか、それからさっき反対になりました慰安婦の問題とか、そういったものもそういった組織的なもので個人的に訴えることができる。私は、きょう、今回のものを全て反対しておりますので、これもここでこれだけ賛成するというわけにはいかないというところから、反対の意見とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この選択議定書反対する理由に、板井議員は、この女性差別撤廃条約実現アクションで出ている中で、日本で個人通報制度が使えることになるので、そのときに選択的夫婦別姓とか従軍慰安婦の問題があるので反対だというんですけども、これよく読んでもらったらわかるように、選択議定書を批准したらどうなるかということで、例えば日本で個人通報制度が使えますよ。例えば選択的夫婦別姓を認めてほしいんだけど、政府認めてくれていません。国際的に国連の差別撤廃条約の要綱から訴えてこれはおかしいと思いませんか。日本政府に勧告してくださいよということは個人が言えるということなので、これをしたから選択的夫婦別姓を認めないといけないとか、従軍慰安婦の問題でしたか、それを賛成しないといけないのではないんですよ。だからこそ、自民党も公明党も入ってる政府が早期の批准を求めているということ

なので、その辺は解決できたら板井議員も一緒にできますよね。そういうことですので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第4号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書の提出を求める請願書を採決いたします。

委員長報告は採択でありましたので、原案に対して採決を行います。

原案に賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、委員長の報告どおり採択することに決まりました。

ここで休憩をとります。

午後3時13分休憩

午後3時15分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

日程第38 議案第33号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第38、議案第33号、南部町監査委員の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。提案いたします。議案第33号、南部町監査委員の選任について。

南部町監査委員として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をいただくものでございます。

住所は、南部町寺内362番地。氏名、仲田和男さん。生年月日は記載のとおりでございます。皆さん御存じのように十分な経験と地方自治に対する見識をお持ちの方でございますので、どうぞ同意いただきますようお願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） これより質疑に入ります。提案に対して質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、議案第 3 3 号、南部町監査委員の選任についてを採決いたします。

議案第 3 3 号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり同意されました。

日程第 3 9 議案第 3 4 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 3 9、議案第 3 4 号、南部町副町長の選任についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 提案いたします。議案第 3 4 号、南部町副町長の選任について。

南部町副町長として次の者を選任したいので、地方自治法第 1 6 2 条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、南部町東町 2 3 6 番地の 1。氏名、土江一史。生年月日は記載のとおりでございます。別途、資料等もお配りしていますので、ごらんいただけたらと思います。資料に掲げてますとおり、経歴、そして地方自治に精通し、高い見識をお持ちであり、副町長の職に適していると判断しております。どうぞよろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） これより質疑に入ります。提案に対して質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。（「異議あり」と呼ぶ者あり）

異議あり、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 皆さん、今回の人事案件については保留したいと思いますので、決をとってください。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これより、議案第 3 4 号、南部町副町長の選任についてを採決いたします。

議案第 3 4 号は、原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案どおり同意されました。

続いて行きます。

日程第 4 0 発議案第 1 号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 4 0、発議案第 1 号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案者であります井田章雄君から趣旨説明を求めます。

井田章雄君。

○議員（11番 井田 章雄君） 1 1 番、井田章雄でございます。

.....

発議案第 1 号

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
について

上記の議案を、別紙のとおり南部町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出
します。

令和 2 年 3 月 2 5 日 提出

提出者	南部町議会議員	井 田 章 雄
同	同	秦 伊知郎
同	同	細 田 元 教
同	同	景 山 浩
同	同	板 井 隆
同	同	仲 田 司 朗
同	同	三 鴨 義 文
同	同	白 川 立 真
同	同	長 束 博 信
同	同	滝 山 克 己

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....
別紙、2枚目ですが、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例。

南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成16年南部町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第4条中「6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の172.5」を「100分の170」に改める。

附則。この条例は、令和2年4月1日から施行する。

3枚目でございますが、条例の制定するための新旧対照表でございますので、確認していただきたいと思っております。

次に、この発議案第1号提出に当たりまして趣旨説明をいたします。

本条例の一部改正につきましては、平成27年1月に鳥取県西部地区特別職報酬等審議会より、町村長の給料、町村議会議員の報酬についての答申がなされています。その中では、一般職員給与は人事院勧告に基づき適正な改定がなされており、特別職給料、報酬についても一般職員給与との均衡を図る必要があるとの内容でありました。このことを根拠として、これまでも人事院勧告に準じて近隣他町村の状況も勘案し、本条例を改正してきた経過があります。

今回の上程議案につきましても令和元年の人事院勧告に基づき、国の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が施行されたため、それに準じて本条例の一部改正を提案するものであります。

なお、施行期日は先ほど申しましたとおり令和2年4月1日としております。よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。本日の午前中に採決されました議案第10号、南部町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について申し上げましたが、今、現下の町民の暮らしの状況から見れば、ここまでしなくてこれに対してはしなくてはいいではなかろうかというぐあいに判断して反対するものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 続いて、原案に賛成者の発言を許します。

4番、長束博信君。

○議員（4番 長束 博信君） 4番、長束博信です。この発議案第1号につきまして、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてですが、賛成の立場で申し上げます。

さきの議案第9号の南部町特別職の際にも申し上げましたが、人事院の勧告に従い、おくれての対応であり、判断基準のよりどころを適用していかないと、いつどのように決定していくのかが不明となり、将来的に根拠がなくなっていくと思います。したがって、本議案の条例一部改正に賛成するものであります。簡単ですけれども、賛成の立場で意見を言わせていただきました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第1号、南部町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

賛成、反対がございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立多数です。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

日程第41 発議案第2号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第41、発議案第2号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を議題といたします。

提出者であります民生教育常任委員長、長束博信君から趣旨説明を求めます。

長束博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長束 博信君） 民生教育常任委員長であります。発議案第2号に

つきまして読み上げさせていただきます。

.....

発議案第2号

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

令和2年3月25日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員長 長 東 博 信

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

別紙に、その意見書の案について、副委員長のほうから読み上げをいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 副委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会副委員長（白川 立真君） それでは、別紙読み上げます。

.....

別紙

女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める
意見書（案）

女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准している。条約締約国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めている。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」している。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかだ。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告している。

2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としている。

このことから、下記のことを強く求める。

記

1. 女性差別撤廃条約選択議定書をすみやかに批准すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

衆議院議長、参議院議長

.....
以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第2号、女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決することに決しました。

.....
日程第42 発議案第3号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第42、発議案第3号、公定価格の改善、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書を議題といたします。

提出者であります民生教育常任委員長、長束博信君から趣旨説明を求めます。

長束博信君。

○民生教育常任委員会委員長（長束 博信君） 民生教育常任委員長です。発議案第3号でございます。

.....

発議案第 3 号

公定価格の改善、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める
意見書

上記の議案を、別紙のとおり南部町議会会議規則第 1 4 条第 3 項の規定により提出します。

令和 2 年 3 月 2 5 日 提出

提出者 南部町議会民生教育常任委員長 長 東 博 信
南部町議会議長 秦 伊知郎 様

.....

別紙の趣旨意見書については、副委員長の白川さんのほうで読み上げさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 民生教育常任委員会副委員長、白川立真君。

○民生教育常任委員会副委員長（白川 立真君） それでは、別紙読み上げます。

.....

別紙

公定価格の改善、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める
意見書（案）

2 0 1 9 年 1 0 月から幼児教育・保育の無償化が実施されている。無償化はすべての子どもに質の高い幼児教育・保育の機会を保障する重要な施策だが、現場では新たな負担が増える等の問題が生じ、保育士の待遇改善等が後退する事態が引き起こされかねない。

今回、政府は無償化の一方で、土曜午後保育に係る公定価格（保育費用）の減算を行っている。これでは、施設の運営や地方自治体や保護者への負担増、子どもへのしわよせが危惧される。

公定価格は、現在でも不十分であり、引き上げこそ求められている。また、幼児教育・保育の無償化のもとでの保育の質の確保、保育士の増員、処遇改善などは、本来、地方自治体や施設設置者に新たな負担を強いることなく進められるべきである。

ついては、公定価格の改善、保育士の処遇改善のための必要な措置をとることを求める。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により、意見書を提出する。

令和 2 年 3 月 2 5 日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、外務大臣、財務大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長

.....

以上であります。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） これで討論は終わります。

これより、発議案第3号、公定価格の改善、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書を採決いたします。

本案は、原案どおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

.....

日程第43 発議案第4号

○議長（秦 伊知郎君） 日程第43、発議案第4号、消費税5%への緊急減税を求める意見書を議題といたします。

提出者であります加藤学君から趣旨説明を求めます。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤学です。

.....

発議案第4号

消費税5%への緊急減税を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和2年3月25日 提出

提出者	南部町議会議員	加藤	学
同	同	真壁	容子
同	同	亀尾	共三

南部町議会議長 秦 伊知郎 様

別紙

消費税5%への緊急減税を求める意見書(案)

2019年10月の消費税率10%への引き上げ以来、家計消費は更に低迷し新たな消費不況を招いている。

内閣府が発表した昨年10～12月期の国内総生産(GDP)改定値は、物価上昇分を差し引いた実質成長率が年率換算で7.1%のマイナスとなった。個人消費(民間最終消費支出)に至っては、前年比率換算で11.5%もの大幅なマイナスであり、国内全体の消費が急激に下降していることは明らかである。

更に新型コロナウイルス感染拡大の結果、世界経済は急速に落ち込み、日本国内においてもあらゆる産業に致命的な悪影響を及ぼしている。(国内の)中小企業者からは「消費税10%に続くダブルパンチで廃業するしかない」と悲痛な声が聞かれ、閉店・倒産の深刻な危機に追い込まれている。また、全校一斉休校による子育て世帯の経済負担の急増で、国民生活は二重、三重の苦しみにあえいでいる。

今こそ、従来の枠を超えた消費と内需への強力なてこ入れが求められている。新型コロナウイルスによる経済の深刻な危機から回復するために、緊急に消費税率を5%に戻すことは、実質的な効果でも国民に与えるインパクトでも、強大なてこ入れとなる。消費税率を5%へ戻す財源は、莫大な利益を上げている大企業や大資産家への応分の税負担を求め、不要不急の経費を削減すれば十分に可能である。

よって、本議会は政府に対して、消費税率を緊急に5%に戻し、暮らしと経済の再建をはかるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年3月25日

鳥取県西伯郡南部町議会

【提出先】

内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣

若干の補足をさせていただきます。御存じのとおり現在、新型コロナウイルスの問題が大変大きな問題になっております。そして現在、この終息がいつになるのか全くわかりません。昨

日になって、今回オリンピックが延期されることが初めて決まりました。これもついこの間まではまだ正常にやるんだという声が上がっていたにもかかわらず、ここに来て急に決まりました。

今現在、日本のコロナウイルスの問題、これが終息に向かっているのか、それともまだこれから拡大するのか、これ全くわかりません。こういう状態の中で、一番苦しんでいるのは旅行業であったり、また中小企業であったり、また、今回、人の流通自体が、そのものが抑えている結果、経済全体そのものが停滞しています。こういった状態の中で、一番いい方法としては消費税を緊急に5%に下げる、これが一番いいところである、そういうふうに思っております。以上、提案の理由です。

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの趣旨説明に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 質疑なしと認めます。

質疑がないので、質疑を終結して、これから討論を行います。

原案に賛成のほか討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

3番、滝山克己君。

○議員（3番 滝山 克己君） 3番、滝山です。先ほどるる説明いただきました。趣旨は非常によく理解できると思いますけども、これを見ますと世界的に、また国内全体的に、また一消費者としていろいろなことが記載されております。なかなか実現するのは難しいんじゃないかというふうに自分では思います。

それと、識者が言ってますが、消費税5%、暗算できる率は絶対に主婦は使わないというふうになっております。

それと、税源のことですが、大企業、大資産家、物すごく抽象的で何のことかわかりませんし、こんなものを出してもなかなか応じてもらえませんし、今、大企業も青息吐息の状態になりつつありますので、こういうものはちょっと今の現段階では難しいんじゃないかなと思っております。もう少し様子を見てから出されたほうがいいんじゃないかなと自分では思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私は、この発議案第4号、消費税5%への緊急減税を求める意見書、ぜひこれは採択して、そして内閣総理大臣、財務大臣、経済産業大臣へぜひ意見書を述べた

い、このように感じるものであります。

さて、昨年10月に10%になりました。8%から10%、2%は上がったわけなんです。ところが、この経済の落ち込みは大変な状況であります。5%から8%にしたとき、3%が上がったときのほうがむしろ大きいだろうかと思うけど、それよりももっと大変な状況になっております。

国会でのやりとりの中では、ポイント還元をするとかそういうことで、いただいたお金をお返ししますというようなこと言ってるんですけども、当初、そう言っとった、ならいただいた分をそっくり返すなら、やらんほうがよっぽどいいだないかというぐあいに思うんですけどもという意見もありました。まさにそのとおりだと思います。特に軽減税率というんですか、10%、そこで例えて食べ物ならそこで食べて、そこで食べたなら10%、あるいは持ち帰ったら8%、2%ある。これも売り側にとっては大変な状況だと言っております。そういう状況。

さらには、先ほどありましたけども、経済が落ち込んだことは提案者のほうからありましたけども、それ以外に先ほどの反対の方のあったんですが、大企業はこの攻撃で、この状況で青息吐息だと言われました。確かにそうかもしれません。しかし、考えてみてください。大企業は内部留保してるお金が数百兆円ですよ。こんなお金をため込んでるんなら、むしろ吐き出したほうが国民にはよっぽど還元になりますよ。大企業がえらいというのは、減税で今まで潤ったお金を取り込んでるんです。中小企業の税率と大企業の税率は雲泥の差がありますよ。安い分はため込んでたって、上がったから今青息吐息だ言ってるんだけど、当時にそういうことをもうけた分を吐き出しとったらここまで落ちることはないですよ。

私は、ぜひこの意見書をとって、今の特に町内で暮らしておられる方も非常に大きな状況であります。ですから、町民の生活の立場に立ってぜひこの意見書を採択しようではありませんか。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） これをもって討論を終結いたします。

これより、発議案第4号、消費税5%への緊急減税を求める意見書を採決いたします。

賛成、反対がございましたので、起立によって決したいと思います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 伊知郎君） 起立少数です。本案は否決されました。

日程第44 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（秦 伊知郎君） 日程第44、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員会、総務経済常任委員会、民生教育常任委員会、広報常任委員会の各委員会及び議会改革調査、複合施設建設調査、地方行政調査の各特別委員会から、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出どおり閉会中の継続調査に付すことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、各委員会からの申し出どおり閉会中の継続調査に付すことに決定いたしました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

よって、第2回南部町議会定例会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。これをもちまして令和2年第2回南部町議会定例会を閉会いたします。

午後3時43分閉会

議長挨拶

○議長（秦 伊知郎君） 3月定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は3月9日に開会以来、本日までの17日間の長きにわたる会期でありました。提案され審議された案件は、令和2年度一般会計予算を初め、各会計の当初予算、令和元年度補正予算、条例の改定等、多数の重要案件でありました。

議員各位におかれましては、期間中、終始熱心に御審議をいただき、全て議了できましたことはまことに御同慶にたえません。議員各位の御努力に対し深く敬意を表しますとともに、厚くお礼を申し上げます。

町長初め、執行部におかれましては、議会審議に対し、真摯なる態度でその対応に敬意を表します。

3月11日、12日での町政に対する9名の議員からの一般質問、また、予算決算常任委員会

での議案審議の過程で各委員から述べられました意見、提案等につきましては、今後の町政執行に十分に御配慮されますように強く望むものであります。

さて、ことしは暖冬の影響もあり、一足早い春が訪れたようであります。一方、新型肺炎の影響は大きく、本町の春の風物詩でありますさくらまつり、法勝寺一式飾りが中止になったことは、町内外からイベントを楽しみにされておられました方々に対し、お気持ちを思うと残念でなりません。地域や家庭、社会、経済が平常の状況に戻るよう一日も早い終息を切に願うところであります。

町政におきましては、令和2年度にはいよいよ複合施設建設の工事が本格的に着手されます。完成します施設が地域に愛され、町内外を問わず子供からお年寄りまで多くの方々が集う施設になるよう期待するものであります。

終わりに、議員各位におかれましては、健康に御留意され、町政発展のためになお一層御協力をされますようお願い申し上げます。閉会の御挨拶といたします。大変どうもありがとうございました。

町長挨拶

○町長（陶山 清孝君） 閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は3月9日から本日まで17日間にわたって開催され、令和2年度一般会計予算など33議案について御審議いただきましたが、本日、全議案とも御賛同賜り、御承認いただきましたことに改めて御礼を申し上げます。

11、12日の両日、9名の議員の皆様から22項目にわたる町政に関する一般質問を頂戴いたしました。高齢化と人口減少社会の中で、活力ある南部町をいかにデザインしていくかの議論だったと思います。

また、去る15日日曜日には、テレビ東京の人気番組「池の水ぜんぶ抜く大作戦」の番組収録が関係者以外参加不可の条件で行われました。3時間半スペシャル番組の中で絶滅危惧種を探せという企画でございまして、オオサンショウウオを南部町に探しに行くという企画でございまして、番組MCにはココリコ田中さん、ゲストには俳優の中川大志さんの2人が、冷たい風の吹く寒い一日でしたが、約半日の間、法勝寺の川、さらには南さいはくの川の中に入って南部町の生き物を探してくれました。日本ハンザキ研究所、岡田先生と、自然観察員、桐原真希さんの御協力で、幸い70センチを超えるオオサンショウウオを保護することができました。この内容は、テレビ東京系列で4月12日日曜日の放送予定ですが、大変残念ですがこちらでは系列テレビ局がない

ため、6月の再放送を待たなければならないということのようでございます。御親戚等がございましたり、また関係者もございましたら、4月12日に南部町が出るぞと仰っていただきますとうれしく思います。

南部町の生物多様性のすばらしさと、その生態系の頂点に立つ世界最大の両生類オオサンショウウオが、私たちの暮らしのすぐ近くにひっそりと命をつないでることに私自身も驚きました。先人たちが守り育てた里地里山の自然環境が次世代に引き継ぐ大切な財産だと改めて感じた次第です。その取り組みの一つとして、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを宣言いたしました。環境問題に関する普及啓発と具体的な目標設定に取り組み、SDGsの求める持続可能な世界のため、17の目標を私たちの暮らしに落とし込み、次世代への責任を果たしてまいりたいと考えています。

議論のかみ合わなかった部分、不足した部分も多々あったと思いますが、私の勉強不足の面もあると思いますので、今後とも御指導いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルスの影響は、終息の気配のないまま感染拡大が続いており、多くの人命が失われています。リーマンショックを上回る世界経済の影響と、県内企業にも影響が顕著になってきています。南部町としても国の経済対策を速やかに運用し、町民の生命と健康、そして暮らしを守っていく必要がありますので、御指導いただきますようお願いし、閉会の御挨拶といたします。ありがとうございました。
